

市川市男女共同参画基本計画  
第8次実施計画（案）の  
パブリックコメント（意見募集）について



市川市 総務部  
多様性社会推進課



## 目 次

市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画（案）について	• • • P.1
市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画（案）	• • • P.2
参考資料	• • • P.75.
・男女共同参画社会基本法 （平成十一年六月二十三日法律第七十八号）（P.76）	
・市川市男女共同参画社会基本条例（P.81）	
・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （平成二十七年九月四日法律第六十四号）（P.85）	
・男女共同参画に関する国内外の動き（平成17年～現在）（P.91）	
意見募集について	• • • P.96
個人情報の取扱いについて	• • • P.97
巻末（意見提出用紙）	

# 市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画（案）について

## パブリックコメント実施の経緯

本市の男女共同参画の推進に関する事業は、「市川市男女共同参画基本計画」に基づき実施しています。

現在は、市川市男女共同参画基本計画 第7次実施計画（令和2年度～令和4年度）に基づいて事業を実施しているところですが、令和4年度をもって計画期間が満了となることから、次期計画となる市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画の策定にあたり、広く市民の皆さんにお知らせするとともに、意見の募集を行います。

## 計画の実施期間

令和5年4月～令和8年3月

## 計画の内容

市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画では、市川市男女共同参画基本計画における8つの主要課題とそれに付随する24の個別課題、78の施策に基づき、多様性社会推進課にて29の進行管理事業を実施します。その他、他部署にて実施する68の関連事業があります。

重点的に取り組む5つの進行管理事業として、政策や方針決定過程により多くの女性が参画できるようにするための事業となる「各審議会等への女性委員の登用の促進」や「女性職員の管理職登用の促進」、LGBTQ+に対する差別や偏見をなくし、多様な生き方が認められ、誰もが暮らしやすいまちとするための事業となる「LGBTQ+に関する理解促進のための啓発」、「外国人への相談対応」、女性を含めた多様な主体が、自分の意思で社会に参画できるようにするための事業となる「事業所等へのワーク・ライフ・バランス推進啓発」を設定しています。

また、新しく取り組む進行管理事業として、男女共同参画の地域への普及と啓発に努める男女共同参画地域推進員と連携して男女共同参画を推進する事業となる「男女共同参画地域推進員との連携」を設定しています。

# 市川市男女共同参画基本計画

## 第8次実施計画 (案)

(令和5年度～令和7年度)



令和5年3月  
市 川 市

## 目 次

<b>第1章 第8次実施計画の策定にあたって</b>	1
1 実施計画策定の趣旨	
2 実施計画の位置づけ	
3 実施計画の期間	
4 基本計画と実施計画事業の体系図	
<b>第2章 男女共同参画社会について</b>	6
1 国・県の取組について	
<b>第3章 第7次実施計画の成果と課題</b>	8
1 主要課題ごとの達成状況	
2 成果指標	
<b>第4章 第8次実施計画の考え方</b>	15
1 事業選定の考え方	
2 重点事業選定の考え方	
3 進行管理事業とその目標設定について	
4 関連事業について	
5 事業の表記について	
6 評価について	
7 事業一覧	
<b>主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の捉進</b>	18
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画	
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援	
<b>主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進</b>	26
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮	
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進	
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進	
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進	
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進	

<b>主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現</b>	<b>36</b>
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援	
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進	
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備	
<b>主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実</b>	<b>43</b>
個別課題11 生活の場での自立の推進	
個別課題12 男女で担う子育ての環境づくり	
個別課題13 障がい者家庭とひとり親家庭等の自立支援	
個別課題14 高齢者への福祉の充実・自立支援	
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進	
<b>主要課題5 生涯を通じた健康支援</b>	<b>54</b>
個別課題16 生涯を通じた健康の管理・保持増進	
個別課題17 生涯を通じた心身の健康づくり支援	
個別課題18 心身の健康づくり体制の充実	
<b>主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶</b>	<b>58</b>
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり	
個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援	
<b>主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進</b>	<b>63</b>
個別課題21 国際的な協調と相互協力の推進	
個別課題22 在住外国人と共にを目指す男女共同参画社会	
<b>主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備</b>	<b>67</b>
個別課題23 推進体制の充実	
個別課題24 計画の進行管理の充実	

## 参考資料

男女共同参画社会基本法	71
市川市男女共同参画社会基本条例	76
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	80
男女共同参画に関する国内外の動き（平成17年～現在）	86



# 第1章 第8次実施計画の策定にあたって

## 1 実施計画策定の趣旨

市川市では、「市川市男女共同参画社会基本条例」（以下「基本条例」という）に基づく基本計画として、平成20年8月に「市川市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という）を策定し、基本条例に明記されている基本理念と基本計画の主要課題を明らかにしました。

第8次実施計画（以下「実施計画」という）は、第7次実施計画に続き、基本計画の実現に向けた施策を、計画的に実施するために策定するものです。

## 2 実施計画の位置づけ

本実施計画は、基本計画に基づく具体的な事業計画として位置づけます。

また、本実施計画の一部を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号 以下「女性活躍推進法」という）の推進計画（以下「女性活躍推進計画」という）として位置づけます。

## 3 実施計画の期間

本実施計画の期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

「女性活躍推進計画」の期間についても同様とします。



#### 4 基本計画と実施計画事業の体系図

基本計画は、8の主要課題、24の個別課題、78の施策に体系化されています。施策にそって各事業を行っていきますが、そのうち29事業を、本実施計画における進行管理事業としています。



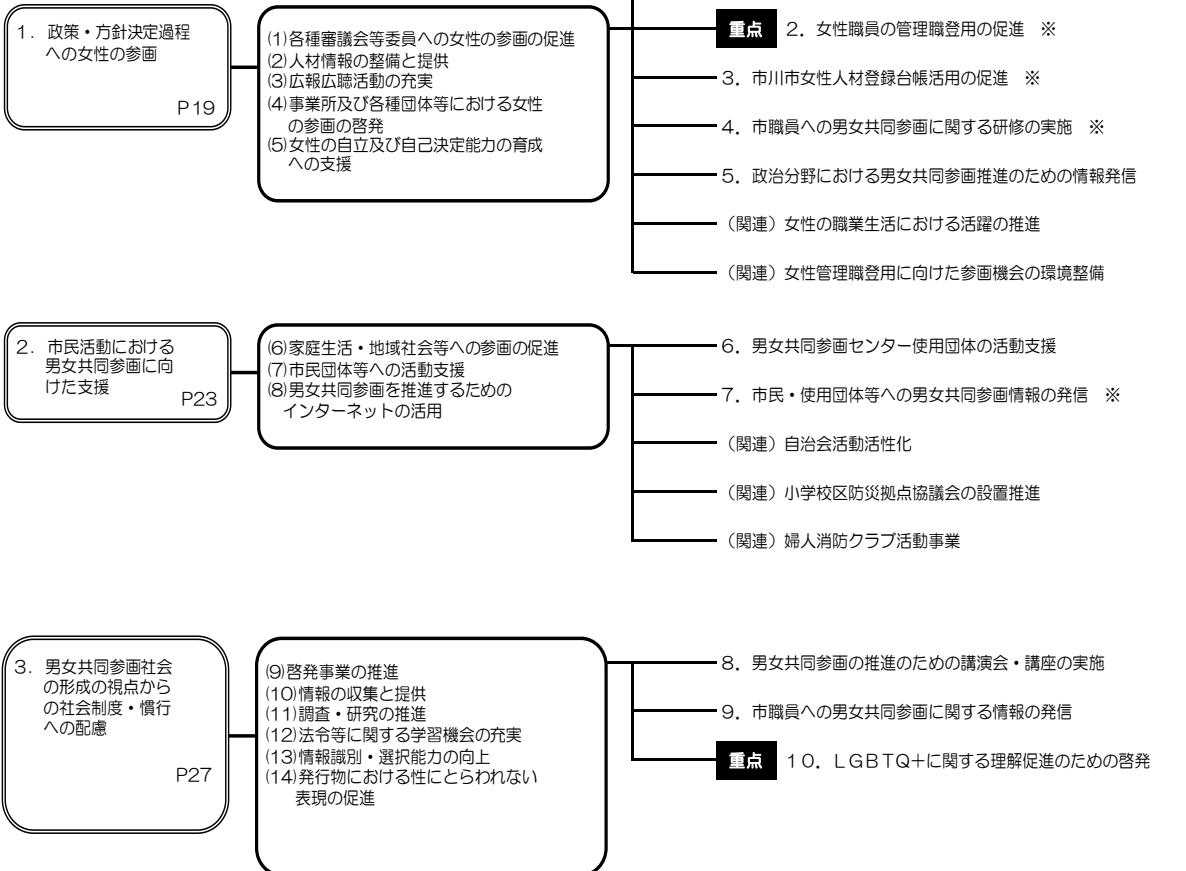
## 《主要課題》

## 《個別課題》

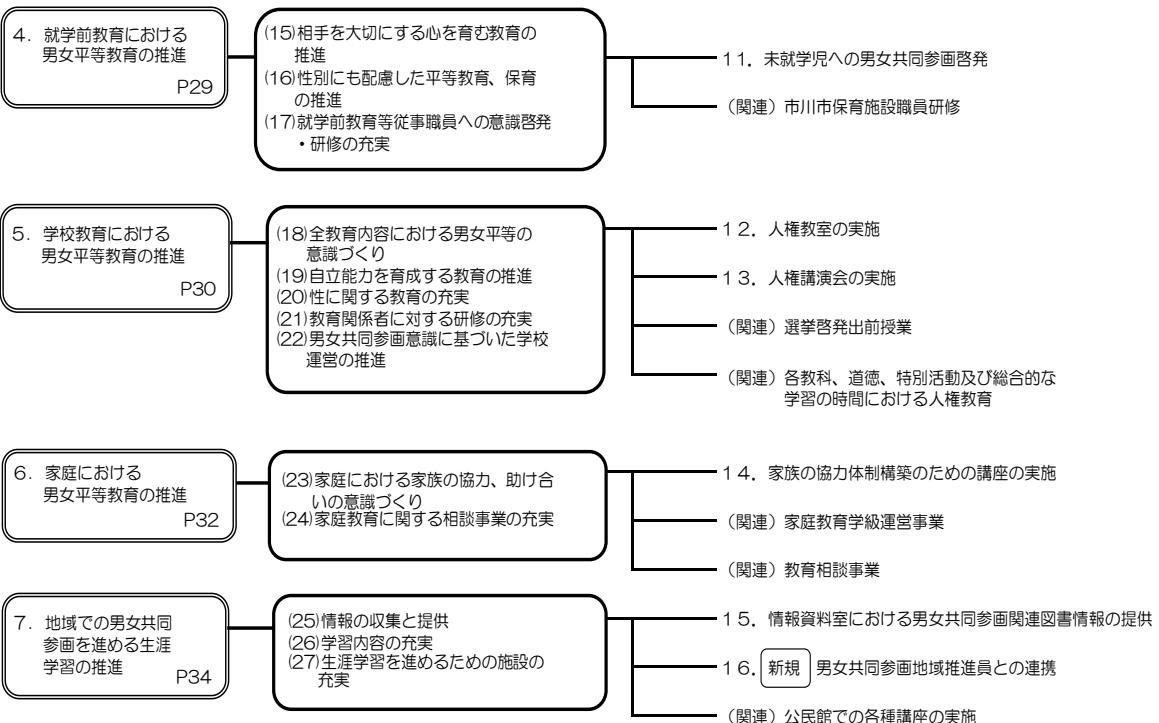
## 《施策》

## 《事業》

1 あらゆる分野への男女共同参画の促進



2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進



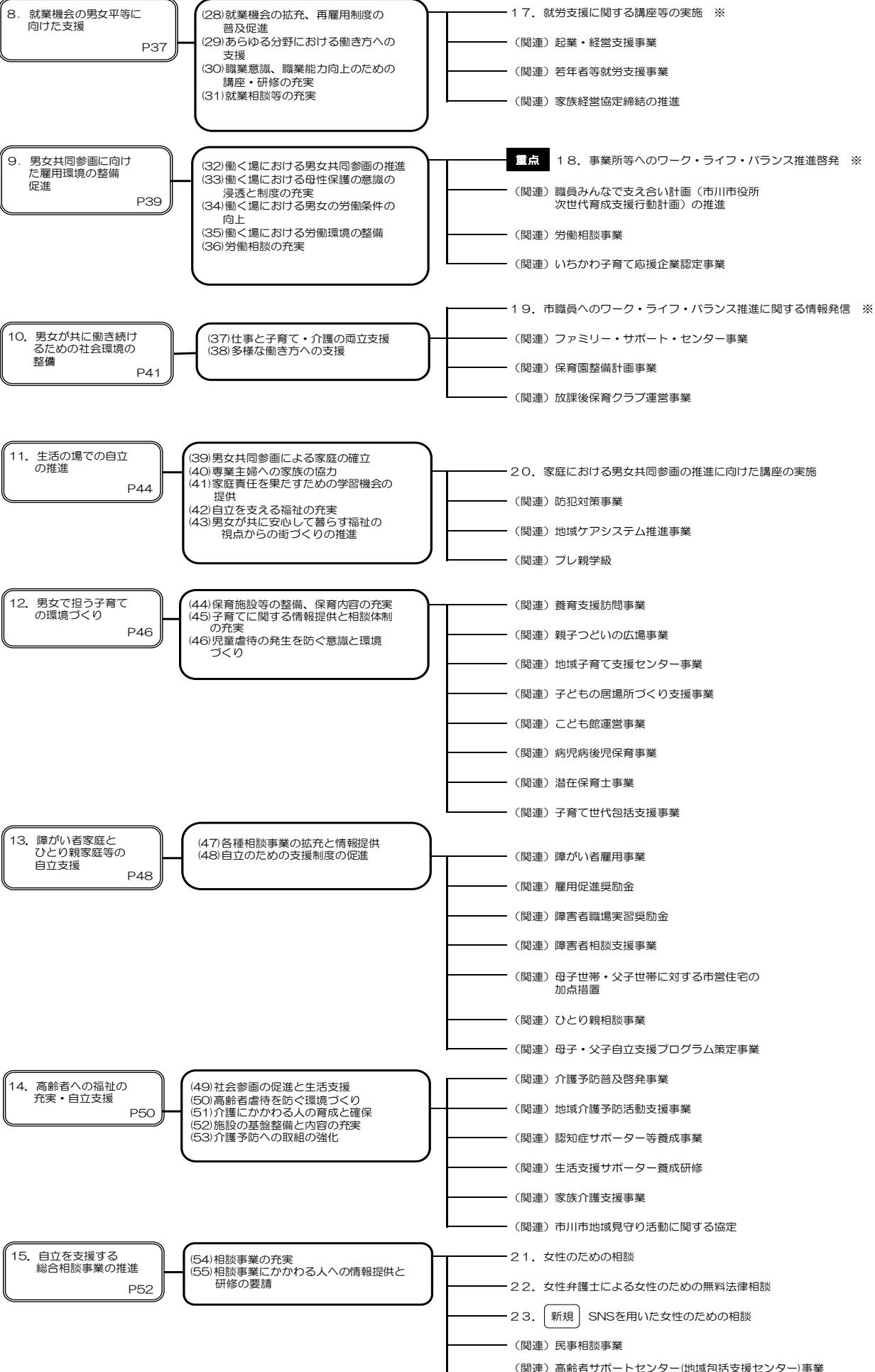
## 《主要課題》

### 《個別課題》

### 《施策》

### 《事業》

3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現



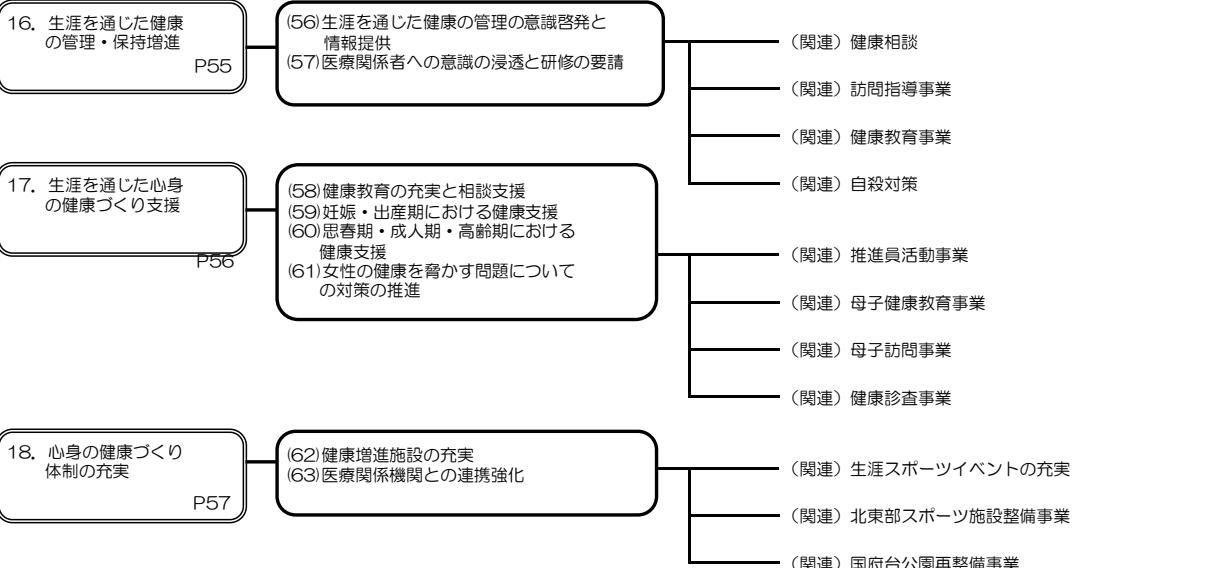
4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

## 《主要課題》

## 《個別課題》

## 《施策》

## 《事業》

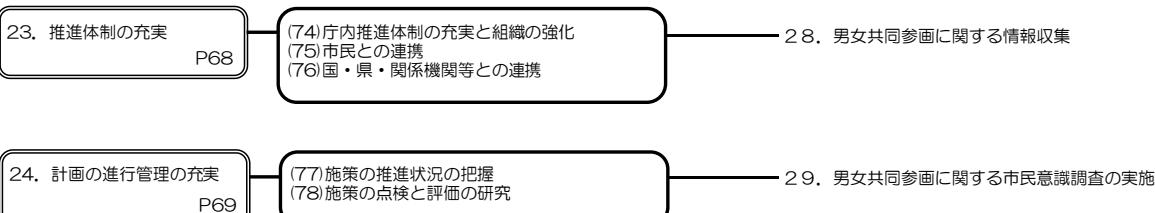
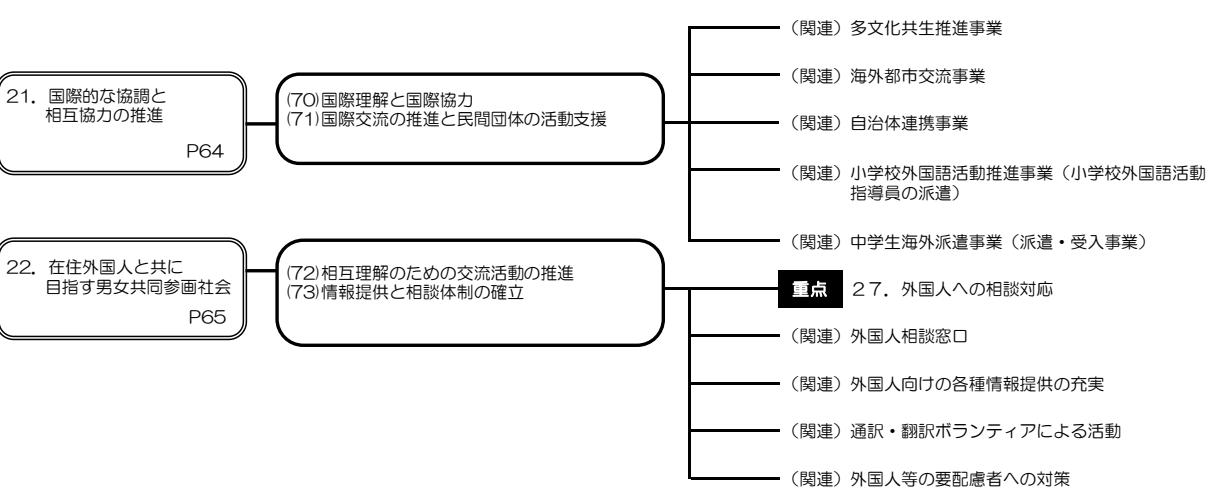
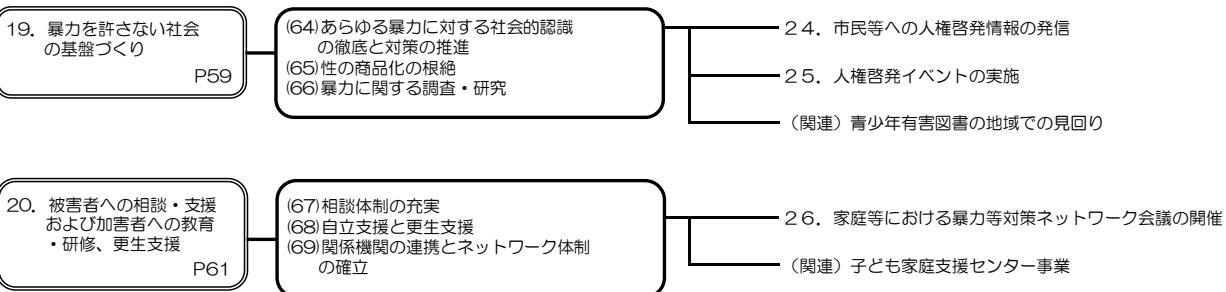


5 生涯を通じた健康支援

6 人権を侵害する暴力の根絶

7 男女共同参画社会の形成を目指す  
国際的協調の推進

8 男女共同参画を推進する  
体制の整備



## 第2章 男女共同参画社会について

### 1 国・県の取組について

現在、我が国は、世界に類を見ない速さで少子高齢化が進展し、人口減少社会に突入しています。そのような社会情勢のなか、社会の多様性と活力を高め、我が国の経済が発展していくうえで、女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取組むべき最重要課題であります。

国は、第5次男女共同参画基本計画において、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

千葉県では、第5次千葉県男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度）を策定するにあたり、事業計画における重点的取組として、下記の事項をあげています。

- 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進」
- 「子育て・介護への支援」

「地域活動における男女共同参画の促進」

「政策・方針決定過程への男女共同参画の促進」

「DV・児童虐待(しつけと称する体罰含)等あらゆる暴力の根絶と被害者への支援」

「防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進」

「あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進」

## 第3章 第7次実施計画の成果と課題

### 1 主要課題ごとの達成状況

令和2年度から令和4年度を計画期間とした「第7次実施計画」について、設定された成果指標により、評価・検証等が終了している令和2年度と令和3年度の2年間についての主要課題ごとの進捗状況は以下のとおりです。

主要課題とその達成度

主要課題	事業数 (関連事業+ 進行管理事業)	進行管理事業		
		事業数 (再掲)	2年度	3年度
			十分達成できた・ 達成できた事業数	十分達成できた・ 達成できた事業数
1	12	7	3	4
2	17	9	5	9
3	12	3	2	2
4	26	3	1	1
5	10	0	0	0
6	5	3	2	2
7	10	1	0	0
8	2	2	1	2
合計	94	28	14	20

#### 主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果	平成25年度から継続して市女性職員研修を実施。市の女性管理職割合は少しずつだが確実に増加傾向にある。また、令和3年度の男女共同参画センターの使用団体は、コロナ禍前の平成30年度よりも増加している。
課題	市川市の女性管理職割合は微増傾向である。また、各種審議会等への女性委員の登用について、目標に達していない審議会等についてはヒアリング調査等を行うことで実情を把握し、目標に達成するよう促進していく。男女共同参画センター使用団体の活動支援や男女共同参画情報の発信を通じて、男女共同参画の推進を周知していく。

## **主要課題2** 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

成果	人権擁護委員との連携による小中学校・幼稚園・保育園への啓発活動は、定着の方向へ向かっている。
課題	令和3年度e-モニターアンケートでは社会全体で男女の地位は平等になっていると思うとの回答が1割強に留まっており、啓発活動や講座の実施等を継続しながら、情報発信をしていく必要がある。 また、同アンケートで学校での男女平等教育を求める声もあることから、これからの社会を担う世代への啓発活動を、教育関係部署などの各機関とより一層の連携を図りしていく必要がある。

## **主要課題3** ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現

成果	ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現の取組みとして、市民、事業所、市職員など、あらゆる方を対象とし、ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催した。 また、令和3年度e-モニターアンケートでは、市川市の男女共同参画施策の中で職場のワーク・ライフ・バランスを推進するべきとの回答がDV・セクハラ対策に次いで多く、市民の関心の高さを確認した。
課題	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度は微増したものの7割強に留まっている。周知度拡大のため、今後は特色ある講座等の開催を検討し、啓発活動の場を広げる。また、HPの活用による情報発信を積極的に行うことで、より多くの市民に情報を届ける。

## **主要課題4** 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

成果	子育て、障がい者、高齢者分野において、地域包括支援センター事業等、市の施策として充実した取り組みがされた。 また、令和3年のe-モニターアンケートでは、「夫は外で働き、妻は家を守る方が良い」に反対する者の割合が賛成の割合を上回っており、性別役割分担意識の解消に向かっていると考えられる。
課題	今後も、市民のニーズをとらえ、実践的な講座を実施していく必要がある。

## **主要課題5 生涯を通じた健康支援**

成果	保健センター健康支援課による訪問指導事業等があり、市民に密着した事業を展開。e-モニターアンケートでは、自分の健康のために何かしている人の割合が7割近くと、健康への関心の高さがうかがえる。
課題	心身の生涯に渡る健康について適切に自己管理できるように、さらに意識を高めてもらう必要がある。

## **主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶**

成果	当該分野のほとんどの事業を「第4次 DV 防止実施計画」にて進行管理。e-モニターアンケートにおいて、DV は人権侵害であると認識する人が96%以上と、確実に定着してきている。
課題	引き続き「第5次 DV 防止実施計画」と共に進行管理を行い、DV を含む暴力は決して許されるものではない、という認識を定着させる啓発を行っていく。

## **主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進**

成果	地域の在住外国人が現在困っていること等、求めているものを把握するための調査を行った。
課題	困りごとのある外国人が支援につながることができるよう、関係機関と連携しながら周知、啓発していく必要がある。

## **主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備**

成果	e-モニターアンケートにおいて、男女共同参画社会という用語を知っている人の割合が8割を超え、そのうち男女共同参画社会の内容まである程度知っている人の割合が過半数を超えた。
課題	男女共同参画社会の実現に向け、実施計画を確実に進めるために効果的な手法による情報収集が必要である。

## 2 成果指標

成果指標とその達成値（主要課題1を除き達成値については、e-モニターアンケートによる数値）

主要 課題	成果指標	2年度 目標値	2年度 達成値	3年度 目標値	3年度 達成値
1	市の政策や社会のあらゆる分野において「男女共同参画が進んでいる」と思う人の割合	24%	23.0%	24%	22.0%
2	社会全体において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	16%	13.0%	18%	11.8%
3	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	75%	72.6%	80%	74.1%
4	「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考えに反対する人の割合	49%	50.5%	52%	52.6%
5	自分の健康のために何かしている人の割合	70%	70.0%	72%	68.5%
6	DVは人権侵害であると認識する人の割合	100%	95.7%	100%	96.7%
7	市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	62%	53.7%	64%	53.1%
8	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	86%	87.8%	88%	86.9%

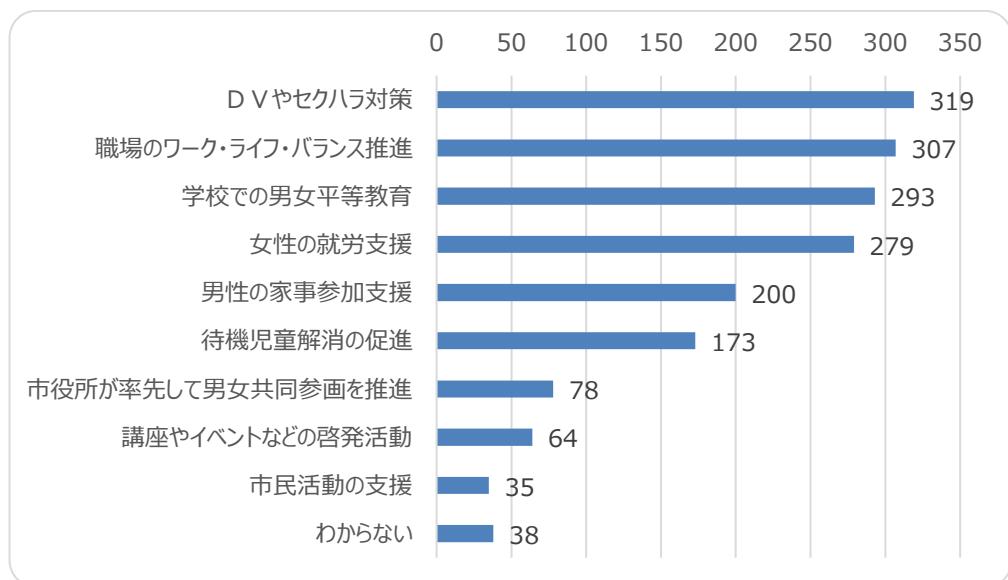


令和3年度 e-モニターアンケートからは、下記の傾向が確認できました。

(1) 単純集計より

男女共同参画の施策のうちどれを推進するべきですか

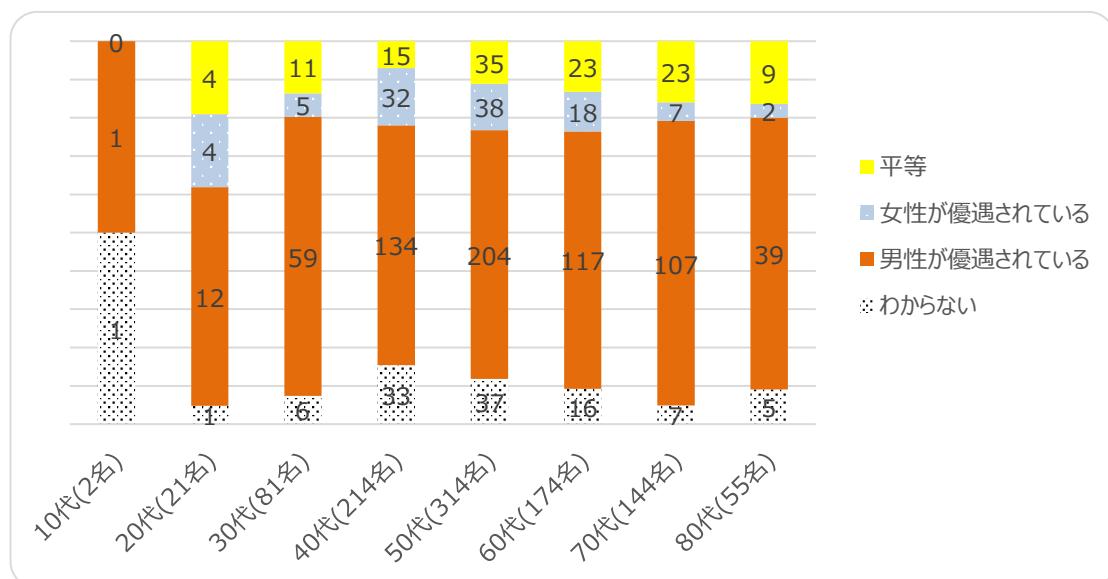
(人数・複数回答)



(2) クロス集計より

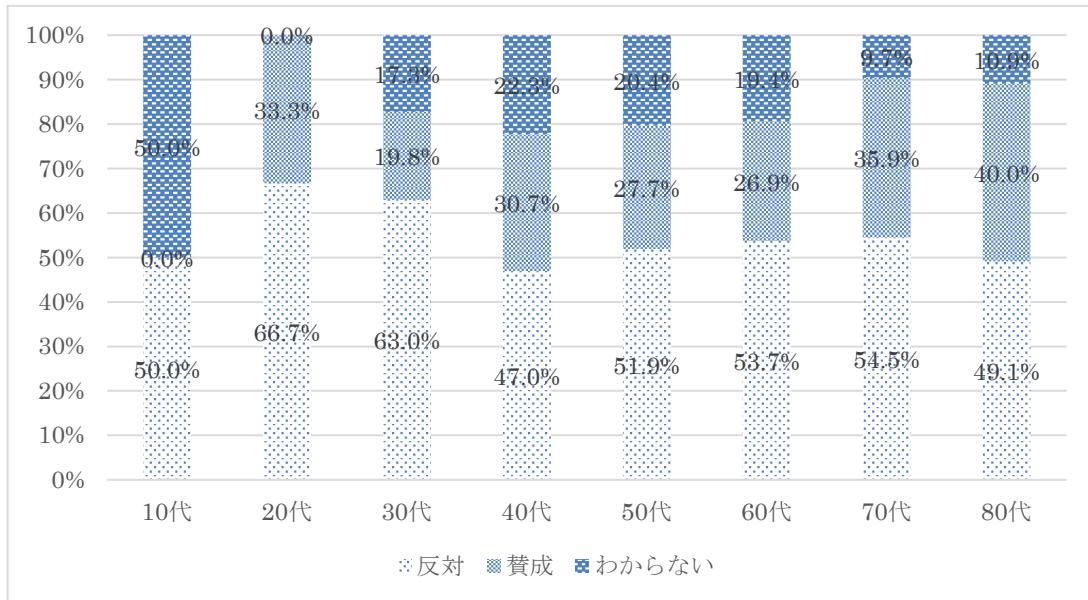
①社会全体において男女の地位は平等になっていると思いますか

各年代において、一定の方が「平等」と回答する一方、どの年代でも、「男性が優遇されている」と回答する割合が高いことがわかります。



② 「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考え方についてどう考えますか

10代を除き、各世代で賛成、反対どちらも一定の割合で回答が存在しています。



主要課題毎の成果指標のうち、主要課題2「男女共同参画の意識づくりと教育の推進」において「社会全体で男女の地位は平等になっている」と思う人の割合については、「男女の地位は平等である」との回答が目標値を下回る結果となりました。

主要課題4「男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実」における「『夫は外で働き、妻は家を守る方が良い』という考え方に対する反対する人の割合」については、令和2年度、3年度と目標値を上回る結果となりました。

成果指標とその目標値の設定についての検討を行い、本実施計画の策定を行います。

さらに、主要課題7「男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進」については、コロナ禍における生活の不安や社会の慣習を含め、市民の認識等が対応しきれていない状況が推察できます。今後コロナ禍による外国人の入国規制が徐々に緩和されていくと予想される中、在住外国人の人権が守られるような事業展開を行っていきます。

	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月
市川市人口	488,714	491,821	492,283	491,545
うち外国人	17,116	17,998	17,500	16,554
外国人の占める割合	3.50%	3.66%	3.55%	3.37%

e-モニターアンケートの集計結果から、男女共同参画社会の推進のために、より実効性の高い事業を選定し、実施していきます。

【e-モニター制度】

市川市が運営する登録制のアンケート制度です。モニターとして登録している方に、パソコンや携帯電話への電子メールを利用し、アンケート調査などを行い、市政の参考とするものです。市民の声を集め、各実施機関の施策に反映及び企画向上に活用します。

〈市川市 e-モニター制度による男女共同参画に関するアンケートの回答者属性〉

●令和2年度

調査方法	インターネット及び電子メール
調査期間	令和3年2月2日～2月15日
調査実施機関	多様性社会推進課
有効回答数	1,037人
回答者属性	男性 555人 女性479人 不明3人 10代1人(0%) 20代19人(2%) 30代83人(8%) 40代230人(22%) 50代310人(29%) 60代178人(17%) 70代162人(16%) 80代～50人(5%) 不明4人(0%)

●令和3年度

調査方法	インターネット及び電子メール
調査期間	令和4年2月1日～2月14日
調査実施機関	多様性社会推進課
有効回答数	1,016人
回答者属性	男性 530人 女性483人 不明3人 10代2人(0%) 20代21人(2%) 30代82人(8%) 40代215人(21%) 50代314人(31%) 60代175人(17%) 70代145人(14%) 80代～56人(6%) 不明6人(1%)

※調査の数値は、四捨五入の関係で、合計が100%にならないことがあります。

## 第4章 第8次実施計画の考え方

本実施計画は以下のような考え方方に立って策定しています。

- ① 実効性のある実施計画とするため、できる限り適切な目標値や明確な期間を設定するとともに、その達成状況について進行管理を行います。
- ② 本実施計画と関連する行政計画の施策と相互の連携を強めることにより、効果的に計画を推進していきます。
- ③ 市民の視点での評価として、主要課題ごとに成果指標（アウトカム指標）を設定します。

### 1 事業選定の考え方

本実施計画の事業の選定にあたっては、「第7次実施計画」の成果と課題を踏まえ、事業を整理するとともに、強化していくべき課題については対応する既存事業の内容の見直しを行い、また、新規事業を加え、計画事業に位置づけました。

また、計画の実効性を高めるため、本実施計画で進行管理していく事業と関連計画等に進行管理を委ねる事業に分けています。

### 第7次実施計画

進行管理事業	・・・・・	28事業
関連事業	・・・・・	67事業



新規事業	・・・	進行管理事業	・・・	2事業
追加事業	・・・	関連事業	・・・	3事業
統合事業	・・・	進行管理事業	・・・	1事業
廃止事業	・・・	関連事業	・・・	2事業



### 第8次実施計画

進行管理事業	・・・・・	29事業
関連事業	・・・・・	68事業

## 2 重点事業選定の考え方

令和3年度のe-モニターアンケートによる男女共同参画施策に対するニーズからは、DVやセクハラへの対策、職場のワーク・ライフ・バランスの推進が特に求められていることが確認できました。また、学校での男女平等教育や、女性の就労支援についても役割が期待されていることがわかります。

そこで、国や千葉県の課題も踏まえ、最も市民に身近である行政主体として、本市では、下記の事業を重点的に取り組み、市民への高品質なサービスの提供を目指します。

- ・政策・方針決定過程により多くの女性が参画できるように推進する事業
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進を含め、女性を含めた多様な主体が、自分の意思で社会に参画できるように推進する事業
- ・LGBTQ+や外国人に対する差別や偏見をなくし、多様な生き方が認められ、誰もが暮らしやすいまちとなることを推進する事業

## 3 進行管理事業とその目標設定について

本実施計画に位置づけられている進行管理事業については、毎年度、評価、検証を行い、その結果を市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表します。また、各事業を着実に実行していくだけではなく、計画実施期間中の男女共同参画推進に関する社会情勢の変化、市民からの要望など必要に応じて、本実施計画のローリングを行います。

男女共同参画社会の実現を目指し、目標値の達成にとどまらず、積極的に事業を実施していきます。一部、目標値を設定することが事業の目的に適さない場合については、目標値を設定していません。

## 4 関連事業について

本実施計画と関連する行政計画（関連計画）に位置づけられている事業のうち、本実施計画の主要課題、個別課題に合致する事業です。この事業のうち、進捗管理が可能なものは、関連計画において進捗管理していきます。

## 5. 事業の表記について

本実施計画の進行管理事業については、事業一覧において下記の表記を用いています。

**重点** 本実施計画の重点事業です。

**新規** 本実施計画の新規事業です。

※ 女性活躍推進計画の実施事業として位置付けている事業です。

## 6 評価について

本実施計画の評価は目標値と実績からの評価とし、年次報告書を作成します。年次報告書では、3年間の目標値、当該年度の実績と取組状況、今後の課題等を記載します。

進行管理事業の評価については、4段階評価を行います。

十分達成できた 概ね達成できた やや不十分だった 不十分だった

## 7 事業一覧



# あらゆる分野への男女共同参画の促進

成果指標	令和3年度 現状値	目標値		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
市の政策や社会のあらゆる分野において「男女共同参画が進んでいる」と思う人の割合	22% (令和4年2月 e-モニター アンケート)	24%	26%	28%

国は平成 15 年に、「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度となるよう期待する」との目標を掲げ、その後の取組により指導的地位に占める女性の割合は緩やかに上昇した。

ところが、2020 年になるも全体として 30% の水準に到達しそうとは言えない状況であったため、国は第5次男女共同参画基本計画にて以下の新しい目標を掲げた。

- ・2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指す
- ・そのための通過点として、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30% 程度となるよう目指して取組を進める。

## 政策・方針決定過程への女性の参画

世界経済フォーラム(★)が公表している男女格差を示す指標のジェンダー・ギャップ指数(★)について、令和4年の日本の総合スコアは0.650で、146か国中116位（前年は156か国中120位）でした。各分野におけるスコアと順位は、

経済分野：0.564（121位）、教育分野：1.000（1位）

健康分野：0.973（63位）、政治分野：0.061（139位）

特に政治分野での低さが目立っており、政治の分野において指導的地位にいる女性が少ないことが要因となっています。本実施計画では、次の各施策に基づき、進行管理事業の2事業を引き続き重点事業として実施します。

### ■ 基本計画における施策

- (1) 各種審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 人材情報の整備と提供
- (3) 広報広聴活動の充実
- (4) 事業所及び各種団体等における女性の参画の啓発
- (5) 女性の自立及び自己決定能力の育成への支援

### ★ 世界経済フォーラム

世界の1200以上の企業や団体が加盟する非営利の公益財団。1971年創設。

毎年1月末に、各国の財界人、政府関係者、学者などを招待してスイスの観光地ダボスで開催するダボス会議や、競争力比較に関する年次レポートで知られる。本部はジュネーブ。

### ★ ジェンダー・ギャップ指数

各国の社会進出における男女格差を示す指標。0が完全不平等、1が完全平等を意味する。

経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。日本は国会議員・官僚・企業管理職などで格差が大きく、順位は低い。

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                                                                                                                                       |       |       |       |    |   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|----|---|
| 事業名  | 1. 各種審議会等への女性委員の積極的登用の推進                                                                                                                              |       |       |       | 重点 | ※ |
| 事業概要 | 審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱（★）」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求めるとともに、ヒアリング調査等を行い実情に沿った取組を行うことで、女性委員の積極的な登用を促進します。 |       |       |       |    |   |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                                                                                                                              |       |       |       |    |   |
| 指標   | 各種審議会等の女性委員割合                                                                                                                                         |       |       |       |    |   |
| 目標値  | 現状（令和3年度）                                                                                                                                             | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |    |   |
|      | 29.6%                                                                                                                                                 | 36%   | 42%   | 50%   |    |   |

※地方公共団体（市町村）の審議会等委員に占める女性の割合（令和3年） 27.6%  
市川市 29.6%

★ 市川市審議会等委員への女性登用促進要綱

各種審議会の女性委員割合を、市川市男女共同参画基本計画最終年（令和7（2025）年度）には男女ほぼ同数となるよう努めるもの。

|      |                                                                                                                                                            |       |       |       |    |   |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|----|---|
| 事業名  | 2. 女性職員の管理職登用の促進                                                                                                                                           |       |       |       | 重点 | ※ |
| 事業概要 | 市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、研修を通じて女性職員のキャリア支援を行うとともに、管理職を目指しやすい環境づくりを積極的に進めます。 |       |       |       |    |   |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                                                                                                                                   |       |       |       |    |   |
| 指標   | 市職員の女性管理職割合                                                                                                                                                |       |       |       |    |   |
| 目標値  | 現状（令和4年4月）                                                                                                                                                 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |    |   |
|      | 22.3%                                                                                                                                                      | 26%   | 28%   | 30%   |    |   |

※市町村職員の本庁係長相当職に占める女性の割合（令和3年） 35.5%  
市川市 22.3%

|      |                                                                                                                                    |       |       |       |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 事業名  | 3. 市川市女性人材登録台帳活用の促進 ※                                                                                                              |       |       |       |
| 事業概要 | 市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師などとして活用を図ります。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                                                                                                           |       |       |       |
| 指標   | 女性人材登録台帳の閲覧回数                                                                                                                      |       |       |       |
| 目標値  | 現状(令和3年度)                                                                                                                          | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 〇回                                                                                                                                 | /     | /     | /     |

|      |                                                                                             |       |       |       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 事業名  | 4. 市職員への男女共同参画に関する研修の実施 ※                                                                   |       |       |       |
| 事業概要 | 市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                                                                    |       |       |       |
| 指標   | 市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数                                                                      |       |       |       |
| 目標値  | 現状(令和3年度)                                                                                   | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 2回                                                                                          | 1回    | 1回    | 1回    |

|      |                                                 |       |       |       |
|------|-------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 事業名  | 5. 政治分野における男女共同参画推進のための情報発信                     |       |       |       |
| 事業概要 | 政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、情報発信等による啓発に努めます。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                        |       |       |       |
| 指標   | 市民への政治分野における男女共同参画に関する情報発信等の回数                  |       |       |       |
| 目標値  | 現状(令和3年度)                                       | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 1回                                              | 1回    | 1回    | 1回    |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                    | 事業概要  | 関連計画                           |
|---------------------------------|---|--------------------------------|
| 女性の職業生活における活躍の推進<br>【人事課】       | 女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するため、女性の登用を積極的に行い、仕事と家庭の両立支援や長時間勤務の削減に努めます。 | 市川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画 |
| 女性管理職登用に向けた参画機会の環境整備<br>【義務教育課】 | 学校運営の各分野において、意欲と能力のある女性に機会を提供します。                                       |                                |

## 市民活動における男女共同参画に向けた支援

積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていく必要があります。そのため、市民活動に男女共同参画の視点を取り入れ、誰もが出番と居場所のある地域活動を行えるよう、支援していきます。そして、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた活動が、防災を円滑に進める基盤となることを目指します。

### ■ 基本計画における施策

(6) 家庭生活・地域社会等への参画の促進

(7) 市民団体等への活動支援

(8) 男女共同参画を推進するためのインターネットの活用

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                                                                      |         |         |         |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|
| 事業名  | 6. 男女共同参画センター使用団体の活動支援                                                               |         |         |         |
| 事業概要 | 男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを使用団体及び市民へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。 |         |         |         |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                                                             |         |         |         |
| 指標   | 男女共同参画センターの利用団体数                                                                     |         |         |         |
| 目標値  | 現状(令和3年度)                                                                            | 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   |
|      | 571団体                                                                                | 571団体以上 | 571団体以上 | 571団体以上 |

|       |                                                                                                   |       |       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 事業名   | 7. 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信                                                                          |       |       |
| 事業概要  | 市民及び使用団体等が男女共同参画を理解し、地域で非常時における防災の視点を含めた男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を発信し、啓発に努めます。 |       |       |
| 所管課   | 多様性社会推進課                                                                                          |       |       |
| 指標    | 市民・使用団体等への情報発信の回数                                                                                 |       |       |
| 目標値   | 現状(令和3年度)                                                                                         | 令和5年度 | 令和6年度 |
|       | 4回                                                                                                | 4回    | 4回    |
| 令和7年度 |                                                                                                   |       |       |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要   | 関連計画           |
|-----------------------------|--|----------------|
| 自治会活動の活性化<br>【地域振興課】        | 市川市自治会連合協議会において、女性役員の人材の活性化を図るため、役員と女性会長との意見交換会を開催します。   |                |
| 小学校区防災拠点協議会の設置推進<br>【地域防災課】 | 災害時において有効な防災体制である小学校区防災拠点を整備するため、地域住民、関係団体等で組織する「小学校区防災拠点協議会」の設置を推進しています。防災拠点協議会は女性も含めた地域の自治会・民生委員・PTA等で結成され、男女双方の意見を出し合いながら平時から減災に向けた活動を行います。 | 市川市地域防災計画（震災編） |
| 婦人消防クラブ活動事業<br>【警防課市民防災担当】  | 一般家庭からの火災を防止すること、地域における女性防災リーダーの育成を図ることを目的に結成された婦人消防クラブに補助金を支出し、各種訓練や研修等を通じ、火災予防の知識や災害時の適正な対応及び応急救護方法を習得させ、地域の女性防災リーダーとして活躍できるよう支援します。         |                |

※ 防災分野における女性の参画

市川市地域防災計画では女性の視点を取り入れた防災施策を実施する旨位置付けており、実施している活動として、「B J☆プロジェクト」や「保健・福祉活動チーム」があります。

- 「B J☆プロジェクト」

防災施策に幅広く女性の視点を反映させるもの。

- 「保健・福祉活動チーム」

保健師や介護福祉士などの専門職の知識を活かして、特に要配慮者の避難者に対し、きめ細かい対応を行うもの。

主要課題  
2

# 男女共同参画の意識づくりと教育の推進

| 成果指標                         | 令和3年度<br>現状値                     | 目標値   |       |       |
|------------------------------|----------------------------------|-------|-------|-------|
|                              |                                  | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 社会全体で「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合 | 11.8%<br>(令和4年2月e-モニター<br>アンケート) | 14%   | 18%   | 22%   |

※内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)

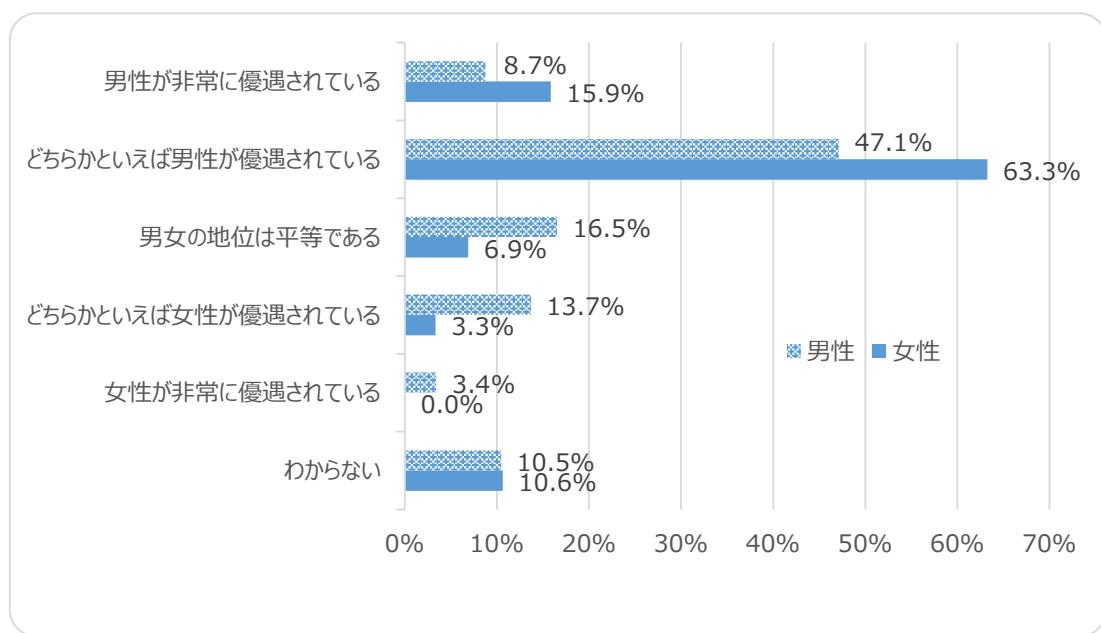
|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 社会全体において、「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合 | 21.2% |
| 女性                               | 18.4% |
| 男性                               | 24.5% |

## 【男女の平等意識】

e-モニター アンケートによると、男女ともに男性が優遇されていると感じており、女性の方がより男性優遇を感じる割合が高くなっています。男女ともに、男女の地位は平等であると思う人の割合が高くなることが、男女共同参画の意識が高い状態であると考えます。

社会全体において男女の地位は平等であると思いますか

(男女別クロス集計)



R3 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

### 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

社会制度や慣行が社会における男女の活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立的なものとなるよう、広報、啓発に努めます。

#### ■ 基本計画における施策

- (9) 啓発事業の推進
- (10) 情報の収集と提供
- (11) 調査・研究の推進
- (12) 法令等に関する学習機会の充実
- (13) 情報識別・選択能力の向上
- (14) 発行物における性にとらわれない表現の促進

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                                                       |       |       |       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 事業名  | 8. 男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施                                             |       |       |       |
| 事業概要 | 市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会・講座等を、男女共同参画センター使用団体との協働等により実施します。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                                              |       |       |       |
| 指標   | 男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施回数                                              |       |       |       |
| 目標値  | 現状(令和3年度)                                                             | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 25回                                                                   | 25回以上 | 25回以上 | 25回以上 |

|      |                                                                 |       |       |       |
|------|-----------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 事業名  | 9. 市職員への男女共同参画に関する情報の発信                                         |       |       |       |
| 事業概要 | 職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                                        |       |       |       |
| 指標   | 市職員への男女共同参画情報の発信回数                                              |       |       |       |
| 目標値  | 現状（令和3年度）                                                       | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 4回                                                              | 4回    | 4回    | 4回    |

|      |                                                                                                      |       |       |       |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 事業名  | 10. L G B T Q + (★) に関する理解促進のための啓発                                                                   |       |       |       |
| 事業概要 | L G B T Q +に対する理解不足や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、誰もが暮らしやすいまちとなるよう、L G B T Q +に関する正しい情報の提供や理解促進のための啓発を行います。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                                                                             |       |       |       |
| 指標   | L G B T Q +への理解の促進に関する啓発活動の回数                                                                        |       |       |       |
| 目標値  | 現状（令和3年度）                                                                                            | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 5回                                                                                                   | 2回以上  | 2回以上  | 2回以上  |

★ レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別が性自認と異なる人）、クエスチョニング（自らの性のあり方などについて特定の枠に属さない人、分からぬ人。）もしくはクィア（性的マイノリティの総称の1つ）の英語の頭文字をとった、性的マイノリティの総称。また、「+」を加えることで LGBTQ では言いあらわせない方も含め、あらゆる性のあり方を包括する総称となっている。

## 就学前教育における男女平等教育の推進

幼児期は、義務教育の基礎を培う大切な時期です。また、将来、健全な社会人として、円滑な人間関係を築くための規範を身につける第一段階でもあります。

子どものすこやかな成長のため一人ひとりの個性と能力を引き出していくことや、他者への差別、性別による差別がなされることのない教育、保育を推進します。

### ■ 基本計画における施策

(15) 相手を大切にする心を育む教育の推進

(16) 性別にも配慮した平等教育、保育の推進

(17) 就学前教育等従事職員への意識啓発・研修の充実

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |  |             |             |             |
|------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名  | 11. 未就学児への男女共同参画啓発                             |             |             |             |
| 事業概要 | 保育園や幼稚園の園児に、人権擁護委員と協働し、男女共同参画と人権意識の高揚の啓発を行います。 |             |             |             |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                       |             |             |             |
| 指標   | 保育園や幼稚園の園児への男女共同参画啓発活動の回数                      |             |             |             |
| 目標値  | 現状（令和3年度）<br>1回                                | 令和5年度<br>1回 | 令和6年度<br>1回 | 令和7年度<br>1回 |

~~~~~関連事業~~~~~

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                  | 関連計画 |
|---------------------------|---------------------------------------|------|
| 市川市保育施設職員研修<br>【こども施設運営課】 | 公開保育研修を通して保育内容の充実、保育士の資質・専門性の向上に努めます。 |      |

## 学校教育における男女平等教育の推進

学校教育においては、思いやりと自立の意識を育むとともに、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図っていくことが大切です。

このため、男女の特性に基づき性別にも配慮しつつ、一人ひとりの個性と能力を引き出し、児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進していきます。

### ■ 基本計画における施策

(18) 全教育内容における男女平等の意識づくり

(19) 自立能力を育成する教育の推進

(20) 性に関する教育の充実

(21) 教育関係者に対する研修の充実

(22) 男女共同参画意識に基づいた学校運営の推進

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |  |       |       |       |
|------|--|-------|-------|-------|
| 事業名  | 12. 人権教室の実施  |       |       |       |
| 事業概要 | 児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、人権擁護委員が小学生を対象に発達段階に応じて男女共同参画と人権の尊さ等について考える人権教室を実施します。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課   |       |       |       |
| 指標   | 人権教室の実施校数  |       |       |       |
| 目標値  | 現状(令和3年度)  | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 39校  | 39校   | 39校   | 39校   |

|      |  |       |       |       |
|------|--|-------|-------|-------|
| 事業名  | 13. 人権講演会の実施                                   |       |       |       |
| 事業概要 | 人権の尊さについて理解してもらえるよう、人権擁護委員が中学生を対象に人権講演会を実施します。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                       |       |       |       |
| 指標   | 人権講演会の実施校数                                     |       |       |       |
| 目標値  | 現状(令和3年度)                                      | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 5校   | 5校    | 5校    | 5校    |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                            | 事業概要                                                                                                     | 関連計画           |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 選挙啓発出前授業<br>【選挙管理委員会事務局】                | 主権者教育を補完するという観点から選挙啓発出前授業を行い、未来の有権者である子どもたちが、政治や選挙の大切さを理解することで、若年層の政治・選挙に対する意識の向上を図ります。                  |                |
| 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権教育<br>【指導課】 | 子どもが、互いの人権を尊重し、男女が平等に参画する中で、それぞれの考え方や立場の違いを認識しあえるような能力を身につけるための教育の指導形態・指導方法の工夫や改善を学校が行い、それに対して指導・支援をします。 | 第3期市川市教育振興基本計画 |

## 6 家庭における男女平等教育の推進

社会生活を営む上で、最小かつ最も基礎的な集団である家庭を家族一人ひとりが協力し合って築いていくとともに、家族を構成する一人ひとりの個性も尊重した家庭生活の大切さについて啓発に努めます。

### ■ 基本計画における施策

(23) 家庭における家族の協力、助け合いの意識づくり

(24) 家庭教育に関する相談事業の充実

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |  |       |       |       |
|------|--|-------|-------|-------|
| 事業名  | 14. 家族の協力体制構築のための講座の実施   |       |       |       |
| 事業概要 | 家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、家族の協力体制の構築を促進するための講座を実施します。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課   |       |       |       |
| 指標   | 家族の協力体制の構築を促進する講座の出席組数   |       |       |       |
| 目標値  | 現状(令和3年度)  | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 2組   | 3組    | 4組    | 5組    |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                                                                                                                                  | 関連計画           |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 家庭教育学級運営事業<br>【学校地域連携推進課】 | 子育てに関する諸問題について1年間計画的に学習し、より良い親子関係づくりの実践につなげようと学級生により講座の自主企画運営や家庭教育学級指導員を講師とした指導員派遣講座、学級の枠を超えて個人参加可能な共通講座の中に男女共同参画・多様性社会推進課が実施する講座を取り込み、様々な学習機会を提供します。 | 第3期市川市教育振興基本計画 |
| 教育相談事業<br>【教育センター】        | 子育てをする中で生じるさまざまな悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等が保護者との面接相談やカウンセリングを行ったり、子供とのプレイセラピー（遊戯療法）を実施したりすることで、悩みの軽減や解消を図り、幼児・児童生徒の健全育成を図ります。                              | 第3期市川市教育振興基本計画 |



## 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

積極的な社会参画により、市民の多様な能力が発揮される地域社会をつくっていくためには、生涯学習の推進はとても重要な意義をもちます。女性も社会の様々な分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を発揮し、行動していくよう、学習機会を充実させ、社会参画を促進させます。

### ■ 基本計画における施策

(25) 情報の収集と提供

(26) 学習内容の充実

(27) 生涯学習を進めるための施設の充実

~~~~~ 進行管理事業 ~~~~~

|      |   |       |       |       |
|------|---|-------|-------|-------|
| 事業名  | 15. 情報資料室における男女共同参画関連図書情報の提供                          |       |       |       |
| 事業概要 | 男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。また、新着図書の情報を発信します。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課  |       |       |       |
| 指標   | 男女共同参画関連図書情報の提供回数                                     |       |       |       |
| 目標値  | 現状（令和3年度）   | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 12回   | 12回   | 12回   | 12回   |

|      |   |       |       |       |
|------|---|-------|-------|-------|
| 事業名  | 16. 男女共同参画地域推進員との連携   |       |       | 新規    |
| 事業概要 | 男女共同参画の地域への普及と啓発に努める男女共同参画地域推進員と連携して男女共同参画を推進するため、共に県の会議や実施事業に参加する等の活動をします。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課  |       |       |       |
| 指標   | 男女共同参画地域推進員の会議や事業への参加回数   |       |       |       |
| 目標値  | 現状（令和3年度）   | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 8回  | 8回    | 8回    | 8回    |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】            | 事業概要                                                                                                             | 関連計画           |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 公民館での各種講座の実施<br>【社会教育課】 | 男女共同参画意識を育てるために、男性や若年層・働く女性などを含め、これまで講座に参加する機会が少なかった層も参加しやすいよう内容、時間帯などを工夫した講座や、動画配信によるオンライン講座等を実施し、学習機会の充実を図ります。 | 第3期市川市教育振興基本計画 |

# ワーク・ライフ・バランスの推進による 職場における男女共同参画の実現

| 成果指標                          | 令和3年度<br>現状値                         | 目標値   |       |       |
|-------------------------------|--------------------------------------|-------|-------|-------|
|                               |                                      | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合 | 74.1%<br>(令和4年2月<br>e-モニター<br>アンケート) | 75%   | 80%   | 85%   |

※内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| ワーク・ライフ・バランスという言葉の周知度 | 43.1% |
| 女性                    | 42.1% |
| 男性                    | 44.3% |

## 【ワーク・ライフ・バランスの実現について】

令和3年度 e-モニターアンケートでは、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていると回答した人が約74%となりました。平成30年度の前実施計画策定時における同アンケートの結果が約70%であったことを踏まえると、言葉自体は徐々に浸透してきていることがわかります。しかしながら、目標値には到達しなかったため、本実施計画でも成果指標を据え置き、現状値からの拡大を目指します。

本実施計画では、市民、事業所及び市職員に、それぞれワーク・ライフ・バランスの推進に向けた事業を実施します。特に事業所に向けた事業については、重点事業として取り組みます。

また、女性活躍推進法に基づく推進計画の中心事業として位置づけ、取り組んでいきます。

## ★ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が達成されている社会とは

### (1)就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて暮らしの経済的基盤が確保できる。

### (2)健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間など持てる豊かな生活ができる。

### (3)多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な待遇が確保されている。

男女がそれぞれの個性と能力を活かしながら助け合い、協力しあって、仕事と育児・介護等の家庭生活を両立させていくことができるよう、取り組んでいきます。

男女共同参画社会の推進については、女性の社会進出が重要な課題であることから、女性活躍推進計画の実施事業として位置づけ、取り組んでいきます。

## ■ 基本計画における施策

- (28) 就業機会の拡充、再雇用制度の普及促進
  - (29) あらゆる分野における働き方への支援
  - (30) 職業意識、職業能力向上のための講座・研修の充実
  - (31) 就業相談等の充実

# 進 行 管 理 事 業

|      |                                                                                                  |             |             |             |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 事業名  | 17. 就労支援に関する講座等の実施                                                                               | ※           |             |             |
| 事業概要 | より多くの市民が個性と能力を活かし、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取りながら多様な働き方により社会参加を行えるよう、関係機関と連携を取り就労支援に関する講座やセミナー等を実施します。 |             |             |             |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                                                                         |             |             |             |
| 指標   | 就労支援関連講座等の実施回数                                                                                   |             |             |             |
| 目標値  | 現状（令和3年度）<br>6回                                                                                  | 令和5年度<br>6回 | 令和6年度<br>6回 | 令和7年度<br>6回 |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】           | 事業概要   | 関連計画      |
|------------------------|--|-----------|
| 起業・経営支援事業<br>【経済政策課】   | 起業者や起業予定者に対して、セミナーや起業塾、個別相談等を行い、起業しやすく、また経営の安定化を図ることができる環境づくりを行います。  | 創業支援等事業計画 |
| 若年者等就労支援事業<br>【商工業振興課】 | 若年者等が仕事や就職について気軽に相談できる窓口を開設しています。また、求職者と企業とのミスマッチ解消のため、就職面接会を実施します。さらに、働くことに不安を抱えた若者に対し、職場体験を通して不安を解消し、前向きな就職活動ができるように支援します。 |           |
| 家族経営協定締結の推進<br>【農業振興課】 | 家族で農業を営む農家に、家族経営協定の締結に向け働きかけを行います。   |           |

## 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進

事業所等に対し、男女双方に対する差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いの禁止、間接差別の禁止等男女雇用機会均等法の実効性の確保を図っていきます。また、働く場において、女性が母性を尊重され、安心して子どもを産み、就労を続けられる環境整備や、ワーク・ライフ・バランスの推進、過剰なストレス等からの解放や各種ハラスメントの防止に努めていきます。

### ■ 基本計画における施策

(32) 働く場における男女共同参画の推進

(33) 働く場における母性保護の意識の浸透と制度の充実

(34) 働く場における男女の労働条件の向上

(35) 働く場における労働環境の整備

(36) 労働相談の充実

~~~~~進行管理事業~~~~~

|         |                                                                                                     |       |       |       |           |          |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-----------|----------|
| 事 業 名   | 18. 事業所等へのワーク・ライフ・バランス推進啓発                                                                          |       |       |       | <b>重点</b> | <b>※</b> |
| 事 業 概 要 | 関係機関等と連携し、各事業所等へ、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する講座、イベントの周知、また、情報提供等を行います。周知については、市公式 Web サイト等を積極的に活用します。 |       |       |       |           |          |
| 所 管 課   | 多様性社会推進課                                                                                            |       |       |       |           |          |
| 指 標     | 事業所等へのワーク・ライフ・バランス推進啓発活動の回数                                                                         |       |       |       |           |          |
| 目 標 値   | 現 状（令和3年度）                                                                                          | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |           |          |
|         | 2回                                                                                                  | 1回以上  | 1回以上  | 1回以上  |           |          |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                               | 事業概要   | 関連計画                           |
|--|--|--------------------------------|
| 職員みんなで支え合い計画（市川市役所次世代育成支援行動計画）の推進<br>【職員課】 | 全ての職員が、仕事と生活の時間のバランスを取れるようにするため、「職員みんなで支え合い計画」を推進します。              | 職員みんなで支え合い計画（市川市役所次世代育成支援行動計画） |
| 労働相談事業<br>【商工業振興課】                         | 賃金、解雇、労働時間、労災等労働に関する相談及び労働保険等の手続き等の相談に社会保険労務士が応じます。                |                                |
| いちかわ子育て応援企業認定事業<br>【こども家庭支援課】              | 子育てにやさしいまちづくりを推進するため、子どもや子育てにやさしい取り組みを進める企業を「いちかわ子育て応援企業」として認定します。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画               |

## 10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備

ワーク・ライフ・バランスの推進は、少子高齢化、核家族化が進展する中で、男女がともに職業生活と育児・介護等の家庭生活と地域生活とのバランスを図り、充実した生活を送るためとても大切なものです。

仕事と家庭の両立に関する意識啓発を推進していくとともに、市職員が育児休業制度、介護休暇制度を積極的に利用できるよう啓発活動に取り組みます。

### ■ 基本計画における施策

(37) 仕事と子育て・介護の両立支援

(38) 多様な働き方への支援

～～～

進 行 管 理 事 業

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

|         |  |                |                |                |
|---------|--|----------------|----------------|----------------|
| 事 業 名   | 19. 市職員へのワーク・ライフ・バランス推進に関する情報発信 ※  |                |                |                |
| 事 業 概 要 | 市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員個々人のワーク・ライフ・バランスを推進するための情報を発信します。 |                |                |                |
| 所 管 課   | 多様性社会推進課、職員課   |                |                |                |
| 指 標     | 市職員の育児休業、介護休暇取得等に関する情報の発信回数  |                |                |                |
| 目 標 値   | 現 状（令和3年度）<br>11回  | 令和5年度<br>13回以上 | 令和6年度<br>13回以上 | 令和7年度<br>13回以上 |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

関 連 事 業

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

| 事業名<br>【所管課】                    | 事業概要   | 関連計画             |
|---------------------------------|--|------------------|
| ファミリー・サポート・センター事業<br>【こども家庭支援課】 | 地域において子育てに関する相互援助活動を行うための会員組織である「ファミリー・サポート・センター」を運営し、援助活動の紹介や調整、会員確保など、仕事と子育ての両立を支援します。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 保育園整備計画事業<br>【こども施設計画課】         | 仕事と子育ての両立支援に向けた環境整備として保育施設を整備します。  | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 放課後保育クラブ運営事業<br>【青少年育成課】        | 放課後、就労等で保護者が家庭にいない児童を保育するため、よりよい環境づくりを行います。  | 第3期市川市教育振興基本計画   |



## 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実

| 成果指標                              | 令和3年度<br>現状値                         | 目標値   |       |       |
|-----------------------------------|--------------------------------------|-------|-------|-------|
|                                   |                                      | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えに反対する人の割合 | 52.6%<br>(令和4年2月<br>e-モニター<br>アンケート) | 54%   | 56%   | 58%   |

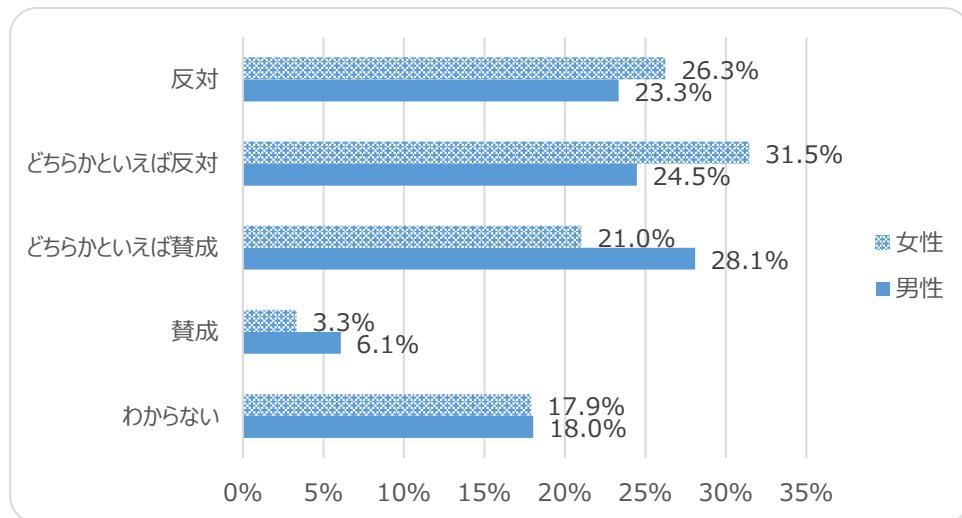
※内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)

「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えに反対する人の割合 59.8%  
 女性 63.4%  
 男性 55.6%

### 【固定的性別役割分担意識】

令和3年度 e-モニターアンケートでは、性別役割分担に反対する人の割合が53%となりました。平成30年度の同アンケートでは約45%という結果であったため、意識の変化している状況が確認できます。また、反対する人の男女別では女性の割合が多いという結果も踏まえ、本実施計画では成果指標を据え置き、より積極的に性別役割分担意識の解消を目指した事業を実施します。

「夫は外で働き妻は家を守る方がよい」という考え方について  
(男女別クロス集計)



R3 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

## 生活の場での自立の推進

男性の仕事、女性の仕事という役割意識にとらわれることなく、自らの個性と能力を十分に発揮していける社会づくりを目指します。また、誰もが安心して暮らすことができるよう、福祉の視点からの街づくりを推進していきます。このことにより、一人ひとりの生活の場での自立を推進します。

### ■ 基本計画における施策

- (39) 男女共同参画による家庭の確立
- (40) 専業主婦への家族の協力
- (41) 家庭責任を果たすための学習機会の提供
- (42) 自立を支える福祉の充実
- (43) 男女が共に安心して暮らす福祉の視点からの街づくりの推進

~~~~~ 進 行 管 理 事 業 ~~~~~

|         |                                                               |       |       |       |
|---------|---------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 事 業 名   | 20. 家庭における男女共同参画の推進に向けた講座の実施                                  |       |       |       |
| 事 業 概 要 | 性別役割分担意識の解消と家庭における男女共同参画を推進するための講座を、男女共同参画センター使用団体等と連携し実施します。 |       |       |       |
| 所 管 課   | 多様性社会推進課                                                      |       |       |       |
| 指 標     | 家庭における男女共同参画の推進に向けた講座の参加人数                                    |       |       |       |
| 目 標 値   | 現 状（令和3年度）                                                    | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|         | 11人                                                           | 12人   | 13人   | 14人   |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要  | 関連計画              |
|---------------------------|---|-------------------|
| 防犯対策事業<br>【市民安全課】         | 誰もが安心して社会参画を果たすため、安全なまちづくりの実現を目指し、市・市民・警察・関係団体等と連携して地域防犯体制の整備・充実を図ります。                            | 第三次市川市防犯まちづくり基本計画 |
| 地域ケアシステム推進事業<br>【地域支えあい課】 | 地域住民同士の支え合いとして地域コミュニティの推進を目指すとともに、市内14の地区社会福祉協議会の活動拠点を整備し、相談事業及びサロン事業に対して助成を行い、地域住民の主体的な活動を支援します。 | 第4期市川市地域福祉計画      |
| プレ親学級<br>【保健センター健康支援課】    | 妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、地域で夫婦が協力しながら安心して、子育てができるよう援助します。  | 市川市子ども・子育て支援事業計画  |

## 12 男女で担う子育ての環境づくり

男女が必要に応じて適切に役割分担しつつ協力し合って、ゆとりのある子育てをしていくためには、保育施設の整備と内容の充実が不可欠です。核家族化が進む中、子育て中の世代が孤立感や不安を感じることがないよう、情報提供や支援体制の充実を図ります。

### ■ 基本計画における施策

(44) 保育施設等の整備、保育内容の充実

(45) 子育てに関する情報提供と相談体制の充実

(46) 児童虐待の発生を防ぐ意識と環境づくり

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】             | 事業概要                                                                                              | 関連計画             |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 養育支援訪問事業<br>【こども家庭支援課】   | 児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して、養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保します。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 親子つどいの広場事業<br>【こども家庭支援課】 | 子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供および地域の支援者への講習を行います。     | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |

| 事業名<br>【所管課】                 | 事業概要                                                                                                                                                         | 関連計画             |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 地域子育て支援センター事業<br>【こども家庭支援課】  | 保育園等のノウハウと機能を活用した地域子育て支援センターを設置して、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進、相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催および子育てサークルの支援を行います。                                                   | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 子どもの居場所づくり支援事業<br>【こども家庭支援課】 | 子どもたちの健やかな成長のため、地域の多様な人々と子どもの交流の場となり、支援が必要な子どもについて「気づきの拠点」となる、子どもの居場所づくりを進めるため、こども食堂などを運営する団体に対し、補助金を交付します。                                                  |                  |
| こども館運営事業<br>【こども家庭支援課】       | 児童福祉法にもとづく児童館とそれに準ずる施設を設置し、遊びの提供を行う乳幼児親子の居場所とともに、育児不安解消のための相談・情報提供を行います。また、親子の居場所づくり・仲間づくりのための親子活動、父親の育児参加促進のための父親支援、親育ち・親の子育て力向上のための各種講演会等を実施します。(小学校就学前まで) |                  |
| 病児病後児保育事業<br>【こども施設運営課】      | 病気となったお子様や病気の回復期にあるお子様で集団保育や保護者の勤務の都合、疾病、出産、冠婚葬祭などで、家庭における育児が困難な場合、お子様を一時的にお預かりすることで安心して子育てができる環境整備を図ります。                                                    | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |
| 潜在保育士事業<br>【こども施設運営課】        | 潜在保育士が公立保育園で実習を兼ねて一定期間（10日間）働くことで、保育現場で働くきっかけとともに、保育士確保を図ります。                                                                                                |                  |
| 子育て世代包括支援事業<br>【保健センター健康支援課】 | 妊娠期から子育て期にわたる相談支援を行う窓口を設置し、妊娠届出時や子育て・健康相談に保健師等が面接の上、助言内容や情報を掲載した「子育てマイプラン」を作成し、提供します。                                                                        | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |

## 障がい者家庭とひとり親家庭等の自立支援

障がい者、ひとり親家庭の家族、単身者などが地域で自立し、安心して暮らせるよう、支援を行います。

### ■ 基本計画における施策

(47) 各種相談事業の拡充と情報提供

(48) 自立のための支援制度の促進

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】            | 事業概要  | 関連計画                             |
|-------------------------|---|----------------------------------|
| 障がい者雇用事業<br>【人事課、教育総務課】 | 働く意欲があるもののなかなか就労に結びつかない障がい者を、一定期間、「チャレンジド オフィスいちかわ」において、会計年度任用職員として任用し、その実務経験を活かして一般企業等への就労につなげることを目指します。 | 第4次いちかわハートフルプラン<br>市川市障がい者活躍推進計画 |
| 雇用促進奨励金<br>【商工業振興課】     | 市内居住の障がい者、母子家庭の母等を常用労働者として雇用した事業主に対して奨励金を交付します。   |                                  |
| 障害者職場実習奨励金<br>【商工業振興課】  | 市内に居住する障がい者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付します。  |                                  |

| 事業名<br>【所管課】                      | 事業概要  | 関連計画                |
|-----------------------------------|---|---------------------|
| 障害者相談支援事業<br>【障がい者支援課】            | 障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止、及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などを行います。 | 第4次いちかわ<br>ハートフルプラン |
| 母子世帯・父子世帯に対する市営住宅の加点措置<br>【市営住宅課】 | 経済的な負担の大きい母子家庭・父子家庭が市営住宅に応募した場合、加点措置により入居できる可能性を大きくし、住宅確保に向けた支援を行います。   |                     |
| ひとり親相談事業<br>【こども福祉課】              | ひとり親家庭の生活や就労に関して、母子・父子自立支援員等が相談に応じ、自立に向けた支援を行います。   | 市川市子ども・子育て支援事業計画    |
| 母子・父子自立支援プログラム策定事業<br>【こども福祉課】    | 児童扶養手当受給者が就労を希望する場合、市のプログラム策定員が直接に応じ就労支援プログラムを策定し、自立を支援します。   | 市川市子ども・子育て支援事業計画    |

## 高齢者への福祉の充実・自立支援

高齢者を単に支えられる側と見ずに、年齢、性別による固定観念にとらわれず、社会の中で自立した構成員として生き生きと暮らせるよう、家族や地域住民、行政、関係団体が共同して連携を図りながら、地域福祉活動の充実・発展のための取組を行います。

### ■ 基本計画における施策

(49) 社会参画の促進と生活支援

(50) 高齢者虐待を防ぐ環境づくり

(51) 介護にかかわる人の育成と確保

(52) 施設の基盤整備と内容の充実

(53) 介護予防への取組の強化

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要                                                             | 関連計画                   |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 介護予防普及啓発事業<br>【地域支えあい課】   | 介護予防への意識付けを図る教室をはじめ、様々な媒体を利用して多くの市民・高齢者に介護予防の重要性・知識の普及啓発を行っていきます | 第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| 地域介護予防活動支援事業<br>【地域支えあい課】 | 地域住民が身近な場所で自主的に集まり、介護予防に資する活動を実施・継続できるよう、「市川みんなで体操」の支援等を行います。    | 第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要                                                                                                                     | 関連計画                   |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 認知症サポーター等養成事業<br>【地域支えあい課】  | 認知症の人を正しく理解し、認知症の人やその家族の応援者である認知症サポーターを養成する講座を開催します。地域住民をはじめとして、高齢者と接する様々な職場や学生等、幅広い方々によりびかけ、認知症の人を地域全体で支えられる体制を整えていきます。 | 第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| 生活支援サポーター養成研修<br>【地域支えあい課】  | 高齢者の個別の生活ニーズに応える生活支援サービス等の担い手となる市川市高齢者生活支援サポーターを養成することにより、高齢者の生活を支え合うシステムの構築を推進します。                                      |                        |
| 家族介護支援事業<br>【介護福祉課】         | 介護者の健康や介護に関する個別相談に応じ、必要な助言等を行います。また、介護をしている家族を対象に、適切な介護の知識や技術等の普及、介護サービス等の内容・利用方法の啓発に併せて、家族の交流を含めた教室を開催します。              | 第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |
| 市川市地域見守り活動に関する協定<br>【介護福祉課】 | 平成25年11月より各種民間事業所と「市川市地域見守り活動に関する協定書」を取り交わし、事業者より通報があった場合安否確認を行い、孤立死・孤独死等を未然に防止することを目的としています。                            | 第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

## 自立を支援する総合相談事業の推進

最近の社会情勢は、少子高齢化の進展、経済の低迷、非正規労働者の増加、国際化の進展など複雑化しています。この複雑化した社会の中で、生き生きと安心して暮らせる新たな地域社会を築くことが大切です。そこで、仕事や子育てによるストレスや悩みに対し、総合的な相談窓口の一層の充実を図っていきます。

### ■ 基本計画における施策

(54) 相談事業の充実

(55) 相談事業にかかる人への情報提供と研修の要請

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

進 行 管 理 事 業

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

|           |                                                                                    |       |       |       |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 事 業 名     | 21. 女性のための相談                                                                       |       |       |       |
| 事 業 概 要   | 女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。 |       |       |       |
| 所 管 課     | 多様性社会推進課                                                                           |       |       |       |
| 報 告 告     | 相談件数                                                                               |       |       |       |
| 実 績 報 告 値 | 現 状（令和3年度）                                                                         | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|           | 2, 498 件                                                                           | —     | —     | —     |

|       |                                                                          |            |            |            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------|------------|------------|------------|
| 事業名   | 22. 女性弁護士による女性のための無料法律相談                                                 |            |            |            |
| 事業概要  | 離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。 |            |            |            |
| 所管課   | 多様性社会推進課                                                                 |            |            |            |
| 報告    | 相談件数                                                                     |            |            |            |
| 実績報告値 | 現状（令和3年度）<br>101件                                                        | 令和5年度<br>— | 令和6年度<br>— | 令和7年度<br>— |

|       |                                               |            |            |            |
|-------|-----------------------------------------------|------------|------------|------------|
| 事業名   | 23. SNS を用いた女性のための相談                          |            |            |            |
| 事業概要  | 女性を対象に、対面での面談や電話よりも身近で手軽な SNS を活用しての相談を実施します。 |            |            |            |
| 所管課   | 多様性社会推進課                                      |            |            |            |
| 報告    | 相談件数                                          |            |            |            |
| 実績報告値 | 現状（令和3年度）<br>—                                | 令和5年度<br>— | 令和6年度<br>— | 令和7年度<br>— |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                                 | 事業概要  | 関連計画                   |
|--|---|------------------------|
| 民事相談事業<br>【総合市民相談課】                          | 市民の日常の悩みに応じるため、相談窓口を設け、解決に向けた支援をします。  |                        |
| 高齢者サポートセンター<br>(地域包括支援センター)<br>事業<br>【介護福祉課】 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などの専門職が健康や介護の相談など、様々な面から支援を行います。 | 第8期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 |

# 生涯を通じた健康支援

| 成果指標                | 令和3年度<br>現状値                         | 目標値   |       |       |
|---------------------|--------------------------------------|-------|-------|-------|
|                     |                                      | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 自分の健康のために何かしている人の割合 | 68.5%<br>(令和4年2月<br>e-モニター<br>アンケート) | 70%   | 72%   | 74%   |

※共同参画（内閣府 男女共同参画局） 週1回以上のスポーツ実施者の割合（令和元年）

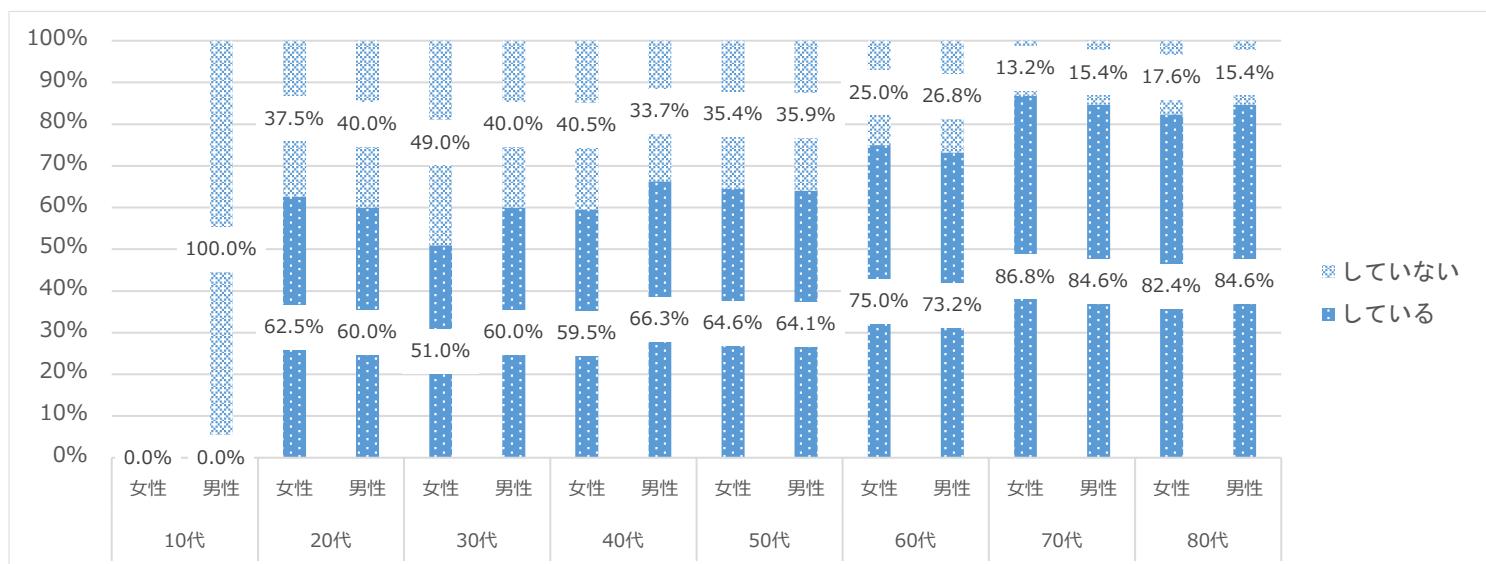
|    |       |
|----|-------|
| 女性 | 53.4% |
| 男性 | 57.2% |

## 【生涯を通じての健康づくり】

令和3年度 e-モニターアンケートから、自分の健康のために何らかの取り組みを行っている人は60%を超えることが確認できました。しかし、特に就労、子育て世代において、健康保持推進のための習慣を持つ人の割合が低くなっていることが分かります。

### 健康のために何かしていますか

（男女別クロス集計）



R3 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果（人数）

## 生涯を通じた健康の管理・保持増進

生涯を通じて健康状態に応じた適切な自己管理を行い、健康の保持増進ができるように啓発活動を行い、各事業を支援します。

### ■ 基本計画における施策

(56) 生涯を通じた健康の管理の意識啓発と情報提供

(57) 医療関係者への意識の浸透と研修の要請

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】            | 事業概要                                                                                              | 関連計画                                    |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 健康相談<br>【保健センター健康支援課】   | ライフサイクルに応じた心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。                                                      | 市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第2次）                 |
| 訪問指導事業<br>【保健センター健康支援課】 | 心身の状況・生活環境等から療養上の保健指導が必要な者とその家族に対して訪問し、必要な指導を行い、心身の低下防止と健康増進を図ります。                                | 市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第2次）                 |
| 健康教育事業<br>【保健センター健康支援課】 | 生活習慣病の予防や健康管理に必要な正しい知識を得て、自身の健康に対する認識と自覚を高めることにより、健康的な暮らしへの支援をします。                                | 第3次市川市食育推進計画<br>市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第2次） |
| 自殺対策<br>【保健センター健康支援課】   | 本市の自殺・自殺未遂の実態に応じた効果的な自殺対策を展開し、自殺者数・自殺未遂者数の減少を図ります。また自死遺族の心理的・社会的な回復を手助けする他、心の健康に関する知識の普及・啓発を図ります。 | いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）                   |

## 生涯を通じた心身の健康づくり支援

心身の健康について適切に自己管理できるよう、健康診査の受診や健康について正確な知識・情報を得るための健康教育や学習機会の拡大に努めます。

### ■ 基本計画における施策

(58) 健康教育の充実と相談支援

(59) 妊娠・出産期における健康支援

(60) 思春期・成人期・高齢期における健康支援

(61) 女性の健康を脅かす問題についての対策の推進

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】              | 事業概要   | 関連計画  |
|---------------------------|--|---|
| 推進員活動事業<br>【保健センター健康支援課】  | 保健推進員、食生活改善推進員が地域住民の疾病予防と健康保持増進を図り、健康で明るい地域づくりを目指します。                              | 市川市子ども・子育て支援事業計画<br>第3次市川市食育推進計画            |
| 母子健康教育事業<br>【保健センター健康支援課】 | 妊婦や乳幼児及びその家庭等を対象に、各種教室等を開いて、保護者及び乳幼児の健康保持増進に努めます。                                  | 市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第2次）                     |
| 母子訪問事業<br>【保健センター健康支援課】   | 新生児及び1～2か月児をはじめ、妊娠婦・乳幼児等の家庭に訪問し、妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに、疾病の予防・健康の保持増進を図ります。        | 市川市子ども・子育て支援事業計画<br>市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第2次） |
| 健康診査事業<br>【保健センター疾病予防課】   | がんの早期発見のため各種がん検診を実施。肝炎ウイルスや千葉県後期高齢者医療保険加入者及び40歳以上の生活保護受給者に対し、特定健康診査に準ずる健康診査を実施します。 | 市川市健康増進計画 健康いちかわ21（第2次）                     |

心身に対する健康づくりのため、運動を主体とした健康保持が行えるよう、活動場所の提供や情報提供を行います。

■ 基本計画における施策

(62) 健康増進施設の充実

(63) 医療関係機関との連携強化

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】             | 事業概要                                                                                                     | 関連計画                                    |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 生涯スポーツイベントの充実<br>【スポーツ課】 | 現在行われている「みんなでスポーツ」「ラグビーフェスティバル」「ツーデーマーチ」といったイベントのPRの促進や内容を充実させていくことで、参加者の増加を図ります。                        | 市川市スポーツ振興基本計画                           |
| 北東部スポーツ施設整備事業<br>【スポーツ課】 | 北東部におけるスポーツ施設の不足、施設の老朽化及び既存施設の市民ニーズとの不整合などのスポーツ環境における様々な課題解消及び市民の健康の保持・増進を目的として、市民プール周辺地域における施設の整備を図ります。 | 市川市スポーツ振興基本計画<br>北東部スポーツタウン基本構想         |
| 国府台公園再整備事業<br>【スポーツ課】    | 国府台公園における施設の老朽化や駐車場・オープンスペースの不足等の課題解消及び、市民の健康保持・増進を目的に、スポーツ施設と公園の両面における機能充実及び向上、利用環境の整備を図ります。            | 市川市スポーツ振興基本計画<br>国府台公園(スポーツセンター)再整備基本計画 |

# 人権を侵害する暴力の根絶

※DV関連施策の実施に関しては、市川市男女共同参画基本計画第5次DV防止実施計画にて進行管理を行います。

| 成果指標                | 令和3年度<br>現状値                         | 目標値   |       |       |
|---------------------|--------------------------------------|-------|-------|-------|
|                     |                                      | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| DVは人権侵害であると認識する人の割合 | 96.7%<br>(令和4年3月<br>e-モニター<br>アンケート) | 100%  | 100%  | 100%  |

※千葉県男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査

女性の人権が侵害されていると感じるのはどのようなことか（複数回答）

- ・「配偶者又は恋人からの暴力」と思う人の割合（令和元年）  
 女性 77.8%  
 男性 74.1%

## 【DVの認知度】

令和3年度 e-モニターアンケートでは、男女共同参画の施策のうち推進するべき項目として、回答者の31%が、DVやセクハラ対策をあげています。

人権に関する課題は、さまざまな差別、偏見などを含め、社会の変化とともに新たな問題が発生し、複雑化、多様化しています。

本実施計画では、DVは人権を侵害する暴力であるとの認識を定着させ、全ての暴力、人権侵害を根絶するための事業を実施します。

## 暴力を許さない社会の基盤づくり

暴力は、対象の性別を問わず、決して許されるものではありません。どのような暴力でも、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く社会に徹底することが重要です。暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指し、一層の啓発活動を推進していきます。

### ■ 基本計画における施策

(64) あらゆる暴力に対する社会的認識の徹底と対策の推進

(65) 性の商品化の根絶

(66) 暴力に関する調査・研究

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |  |             |             |             |
|------|--|-------------|-------------|-------------|
| 事業名  | 24. 市民等への人権啓発情報の発信   |             |             |             |
| 事業概要 | 人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、市広報等により幅広い層へ人権啓発情報の発信を行います。 |             |             |             |
| 所管課  | 多様性社会推進課   |             |             |             |
| 指標   | 人権啓発情報の発信回数  |             |             |             |
| 目標値  | 現状（令和3年度）<br>2回  | 令和5年度<br>2回 | 令和6年度<br>2回 | 令和7年度<br>2回 |

|      |                             |       |       |
|------|-----------------------------|-------|-------|
| 事業名  | 25. 人権啓発イベントの実施             |       |       |
| 事業概要 | イベントを通じ人権に関する情報の広報・啓発を行います。 |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課                    |       |       |
| 指標   | 人権啓発イベントの実施回数               |       |       |
| 目標値  | 現状(令和3年度)                   | 令和5年度 | 令和6年度 |
|      | 0回                          | 2回    | 2回    |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要                                 | 関連計画           |
|-----------------------------|--------------------------------------|----------------|
| 青少年有害図書の地域での見回り<br>【教育センター】 | 性の商品化、暴力表現等を有する図書の地域での見回りの取り組みを行います。 | 第3期市川市教育振興基本計画 |

被害者を暴力から救済し、問題の解決や、生活の自立を支援していくためには、被害者が最初に訪れる相談窓口での適切な対応が大変重要になります。相談窓口では被害者の心身の疲労に配慮するとともに、相談しやすい環境を整備します。あわせて、全ての相談員が被害者の立場にたって相談に乗り、適切な情報提供をおこない、関係機関と連携し、適切な支援を行います。

■ 基本計画における施策

(67) 相談体制の充実

(68) 自立支援と更生支援

(69) 関係機関の連携とネットワーク体制の確立

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |   |       |       |       |
|------|---|-------|-------|-------|
| 事業名  | 26. 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催   |       |       |       |
| 事業概要 | DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課、福祉政策課、介護福祉課、障がい者支援課、こども家庭支援課   |       |       |       |
| 指標   | 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催回数   |       |       |       |
| 目標値  | 現状（令和3年度）   | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 1回  | 1回以上  | 1回以上  | 1回以上  |

~~~~~ 関連事業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要                                                                                              | 関連計画             |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 子ども家庭支援センター事業<br>【こども家庭支援課】 | 子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施します。 | 市川市子ども・子育て支援事業計画 |



# 男女共同参画社会の形成を 目指す国際的協調の推進

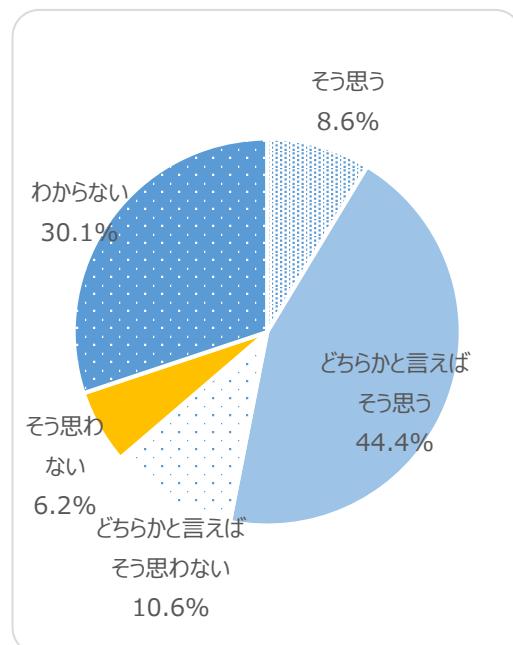
| 成果指標                                    | 令和3年度<br>現状値                         | 目標値   |       |       |
|-----------------------------------------|--------------------------------------|-------|-------|-------|
|                                         |                                      | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 市川市は外国人<br>が安心して暮ら<br>せるまちだと考<br>える人の割合 | 53.1%<br>(令和4年2月<br>e-モニター<br>アンケート) | 58%   | 62%   | 66%   |

## 【生活者としての外国人】

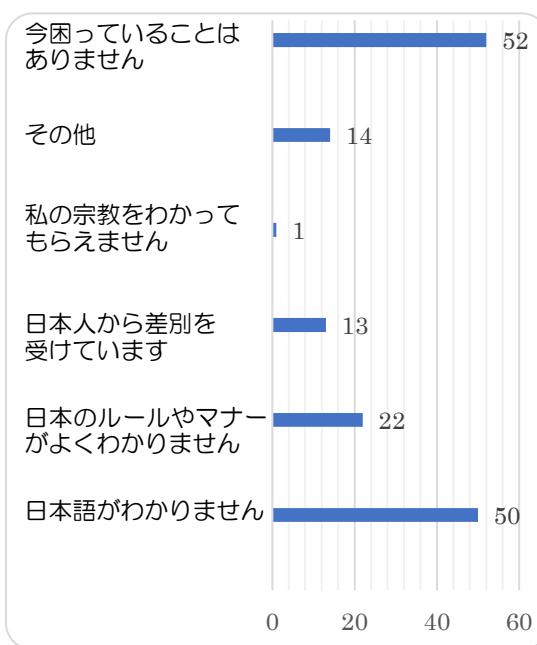
市川市の人口のうち、令和4年3月現在外国人の占める割合は約3.4%となり、これまで増加傾向にありましたが、コロナ禍の影響もあり、令和2年3月の約3.7%をピークにそれ以降は減少しております。生活者として、定住、労働する外国人は出身国も多岐にわたり、生活様式も多様化しており、外国人が安心して暮らせる環境の整備が求められています。

外国人に対する偏見、差別の解消を目指し、また、子どもたちが広い視野をもち、異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるための事業を実施します。

### 市川市は外国人が安心して暮らせるまちですか



### あなたは今困っていることはありますか



R3 e-モニター制度による  
「男女共同参画に関するアンケート」結果

R3 市川市在住の外国人に向けた  
アンケート結果

## 国際的な協調と相互協力の推進

日本の男女共同参画社会の形成の促進は、国連の女性の地位向上にかかる活動等国際社会における様々な取組と連動して進められてきました。今後の男女共同参画社会の形成に関しても、国際的な連携・協力のもとに推進していきます。

### ■ 基本計画における施策

(70) 国際理解と国際協力

(71) 国際交流の推進と民間団体の活動支援

~~~~~ 関 連 事 業 ~~~~~

| 事業名<br>【所管課】                          | 事業概要   | 関連計画           |
|---------------------------------------|--|----------------|
| 多文化共生推進事業<br>【国際政策課】                  | 在住外国人の日本語学習を支援するため、日本語ボランティア教室を行う他、こどもたちの異文化理解を促進するため、多文化共生に関する出前講座を実施します。 |                |
| 海外都市交流事業<br>【国際政策課】                   | 姉妹・友好都市及びパートナーシティとの間における市民や青少年同士の交流を深めるため、各都市との様々な交流事業を行います。               |                |
| 自治体連携事業<br>【国際政策課】                    | 海外都市との連携による相互の都市発展を図るため、海外の新たな知見や技術を取り入れることを目指した連携事業を推進します。                |                |
| 小学校外国語活動推進事業（小学校外国語活動指導員の派遣）<br>【指導課】 | 小学校へ英語の力を有する外国語活動指導員の派遣をし、外国語活動の推進を図ります。                                   | 第3期市川市教育振興基本計画 |
| 中学生海外派遣事業（派遣・受入事業）<br>【指導課】           | 市立中学校の生徒をドイツのパートナーシティ・ローゼンハイム市へ派遣するとともに、ドイツからも生徒を受け入れ、国際感覚豊かな青少年を育成します。    | 第3期市川市教育振興基本計画 |

国籍、文化、慣習、宗教などの違いをこえて、在住外国人が男女共同参画を目指した各種活動に安心して参画できるよう、守られるべき人権に配慮される地域社会を目指します。そのうえで、相互理解が深められるよう、在住外国人のための生活関連情報の提供や相談体制の整備を図ります。

■ 基本計画における施策

(72) 相互理解のための交流活動の推進

(73) 情報提供と相談体制の確立

~~~~~進行管理事業~~~~~

| 事業名   | 27. 外国人への相談対応                                                                                                            |       |       |       | 重点 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|----|
| 事業概要  | 在住外国人女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。言葉の壁がある外国人相談者には通訳を依頼するなどの対応を行います。 |       |       |       |    |
| 所管課   | 多様性社会推進課                                                                                                                 |       |       |       |    |
| 報告    | 外国人女性の相談件数                                                                                                               |       |       |       |    |
| 実績報告値 | 現状(令和3年度)                                                                                                                | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |    |
|       | 1回                                                                                                                       | —     | —     | —     |    |

| 事業名<br>【所管課】                | 事業概要                                                                                                 | 関連計画            |
|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 外国人相談窓口<br>【国際政策課】          | 外国人のインフォメーションセンターとして、日常生活や市の行政・施設についての情報提供など各種の相談に応じます。                                              |                 |
| 外国人向けの各種情報提供の充実<br>【国際政策課】  | 言葉の壁から情報が伝わりにくい外国人のために、インターネット等での情報提供および外国語版の配布物等を設置するなど生活情報を的確に提供できる機能の充実を図ります。                     |                 |
| 通訳・翻訳ボランティアによる活動<br>【国際政策課】 | 在住外国人が誤解や不安を抱くことなく安心して暮らせるよう、地域における外国語通訳ボランティアと協力体制の充実を図ります。                                         |                 |
| 外国人等の要配慮者への対策<br>【地域防災課】    | 日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人旅行者含む。）に対し、災害時における安否確認や避難誘導策が円滑に行われるよう、避難案内板の整備や、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施等の対策を行います。 | 地域防災計画<br>(震災編) |



# 男女共同参画を推進する体制の整備

| 成果指標                      | 令和3年度<br>現状値                         | 目標値   |       |       |
|---------------------------|--------------------------------------|-------|-------|-------|
|                           |                                      | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合 | 86.9%<br>(令和4年2月<br>e-モニター<br>アンケート) | 88%   | 90%   | 92%   |

※内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年)

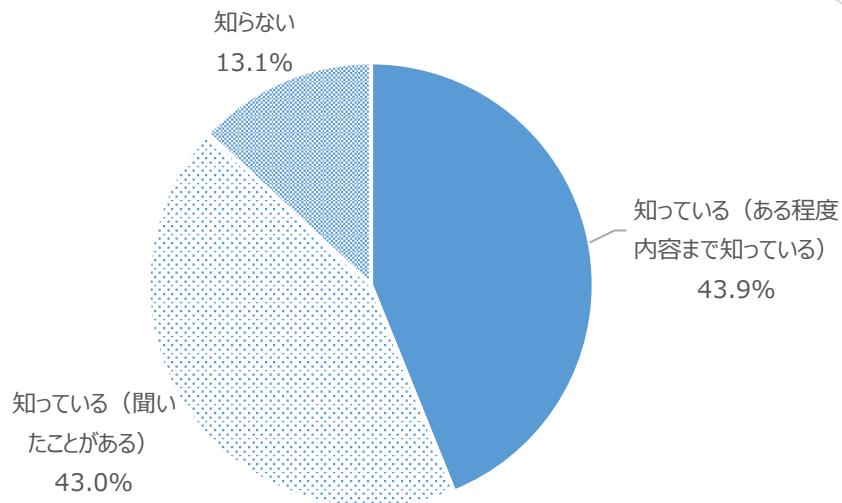
|                     |       |
|---------------------|-------|
| 「男女共同参画社会」という用語の周知度 | 64.3% |
| 女性                  | 61.5% |
| 男性                  | 67.4% |

## 【基本計画の周知度】

e-モニターアンケートにおいて、「男女共同参画」という用語を「ある程度内容まで知っている」「聞いたことがある」と回答した人の割合は、令和3年度は約87%であり、用語としての浸透は進んできています。

本実施計画においても第7次実施計画に引き続き、用語の浸透のみならず、「ある程度内容まで知っている」と回答する割合に着目し、男女共同参画の浸透を推進してまいります。

あなたは、「男女共同参画社会」という用語をご存知ですか。



R3 e-モニター制度による「男女共同参画に関するアンケート」結果

## 推進体制の充実

男女共同参画社会の実現に向けて、本実施計画を効果的に推進し目標を達成するためには、庁内推進体制の充実はもとより、国、県、他市町村の進んだ情報を収集し、実施計画、事業に反映させることが必要です。そして、推進体制を強化するためにも、関係部署、関係機関と横断的な連携を強く意識しながら、積極的な働きかけを行っていきます。

また、市民へ情報を発信することにより、市民が積極的に施策に参画できるよう進めています。

### ■ 基本計画における施策

(74) 庁内推進体制の充実と組織の強化

(75) 市民との連携

(76) 国・県・関係機関等との連携

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |   |       |       |       |
|------|---|-------|-------|-------|
| 事業名  | 28. 男女共同参画に関する情報収集  |       |       |       |
| 事業概要 | 男女共同参画の推進に関する、国・県・近隣市の取り組み等の情報を収集します。また、先進的な取組みについては、事業に反映していきます。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課  |       |       |       |
| 指標   | 国・県等が実施する会議や研修等に参加し、男女共同参画に関する情報収集を行った回数                          |       |       |       |
| 目標値  | 現状(令和3年度)   | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 21回   | 20回以上 | 20回以上 | 20回以上 |

## 計画の進行管理の充実

本実施計画の具体的な事業についての推進状況を把握して評価し、効果的に計画を推進していきます。

### ■ 基本計画における施策

(77) 施策の推進状況の把握

(78) 施策の点検と評価の研究

~~~~~進行管理事業~~~~~

|      |                                                                       |       |       |       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 事業名  | 29. 男女共同参画に関する市民意識調査の実施                                               |       |       |       |
| 事業概要 | 男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査（e-モニターアンケート）を実施します。 |       |       |       |
| 所管課  | 多様性社会推進課                                                              |       |       |       |
| 指標   | 市民意識調査（e-モニターアンケート）の実施回数                                              |       |       |       |
| 目標値  | 現状（令和3年度）                                                             | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|      | 1回                                                                    | 1回    | 1回    | 1回    |



## 參 考 資 料

## **男女共同参画社会基本法(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)**

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号  
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

### **目次**

#### **前文**

**第一章 総則(第一条—第十二条)**

**第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)**

**第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)**

#### **附則**

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### **第一章 総則**

#### **(目的)**

**第一条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### **(定義)**

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置** 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### **(男女の人権の尊重)**

**第三条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### **(社会における制度又は慣行についての配慮)**

**第四条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、

男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第五条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第六条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第七条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第八条** 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第九条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第十条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第十二条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第十三条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第十三条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社

会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であつてはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

#### 附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)



## 市川市男女共同参画社会基本条例（平成18年12月20日条例第53号）

### 目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策(第8条—第12条)

第3章 市川市男女共同参画推進審議会(第13条)

第4章 補則(第14条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会を実現するため、男女が互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画し、生き生きと安心して暮らしていける市川市を築くことを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において「男女共同参画社会」とは、男女が、その特性をいかし、必要に応じて適切に役割分担しつつ、互いが対等の立場で協力し、補完し合って、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力を最大限に発揮することができる社会をいう。

##### (基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- (1) 男女が性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女が男らしさ、女らしさを否定することなく、互いにその特性を認め合い、尊厳を重んじる社会
- (3) 男女が共に市民生活において、対等な立場で活動に参画し、責任を分かち合う社会
- (4) あらゆる暴力が根絶された社会

##### (実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現のために、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿

ア 家族一人一人が家庭尊重の精神に基づいた相互の理解と協力の下、それぞれの個性を大切にする家庭

イ 家族が、生活設計の中で学習、仕事、家事、子育て、介護、地域活動等その時々に応じた多様な組み合わせの生き方を自ら選択することができ、それぞれの能力及び適性を認め合うことができる家庭

ウ 専業主婦を否定することなく、現実に家庭を支えている主婦を家族が互いに協力し、支援する家庭

エ 子を産むという女性のみに与えられた母性を尊重するとともに、育児における父性と母性の役割を大切にし、心身共に健康で安心して暮らせる家庭

オ ドメスティック・バイオレンス(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)及びこれらの暴力的行為に付随して起こる子への暴力的行為をいう。)や虐待の存在しない家庭

(2) 地域において実現すべき姿

ア 男女がその特性をいかしつつ、平等に地域の活動に参画し、互いに協力していくことができる地域

イ 男女の積極的な社会参画により、多様な能力が発揮される活力ある地域

(3) 職場において実現すべき姿

ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、研修、昇進等について性別を理由とする差別のない職場

イ 男女が共に長時間労働、過剰なストレス等から解放され、家庭生活、地域活動等へのゆとりを持つことができる職場

ウ 男女が子育て又は介護のための休暇及び休業を積極的に取得できるようになることにより、仕事と家庭の両立ができる職場

エ 妊娠期、出産期、育児期、更年期等の女性の生涯の各段階に応じて、適切な健康管理が行われ、母性及び子の最善の利益が尊重される職場

オ セクシュアル・ハラスメント(異性に対して、その意思に反して行われる性的な言動をいう。)のない、快適で安心して働くことができる職場

カ 自営の商工業又は農林水産業において、女性の労働が正当に評価される職場

(4) あらゆる教育の場において実現すべき姿

ア 男女が互いにその特性を尊重しつつ、それぞれの人権を大切にする教育

イ 必要に応じて適切に名簿の作成が行われる等、区別と差別とが混同されることのない運営がなされる教育

ウ 男女別実施による運動種目の設定、男女別室での更衣等が行われる等、思春期の性別に配慮した教育

エ 心と体のバランスや生命の尊厳に配慮し、発達段階に応じて適切に行われる性教育

オ 進路指導において、個人の能力や適性が尊重される教育

カ 社会生活に必要な家事、子育て、介護、ボランティア等の体験を重視した教育

キ 男女共同参画社会の正しいあり方について学び、実践する教育

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現を市の施策の基本として、第2章に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。

2 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、男女の特性を尊重しつつ、男女共同参画社会の実現のために自ら行動するとともに、市が行う男女共同参画社会の実現に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 7 条 事業者は、第 3 条に規定する基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女が共に家庭と仕事の両立を可能とするための職場環境を整備し、男女共同参画社会の実現を推進するとともに、市の施策に協力するよう努めなければならない。

第 2 章 市が行う男女共同参画社会を実現するための基本的施策

(基本計画)

第 8 条 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

(年次報告等)

第 9 条 市長は、前条の基本的な計画に基づく施策の実施状況について年次報告書を作成するものとする。

2 市長は、男女共同参画社会の実現に関する施策について調査研究をするとともに、この施策の成果について評価を行うものとする。

3 市長は、前 2 項に規定する事項について、市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(広報活動等)

第 10 条 市は、市民及び事業者の理解を深めるよう、この条例の内容について周知するための広報活動をしなければならない。

2 市は、教育や男女平等に関する相談業務に携わる人を対象に、男女共同参画社会の実現を推進するための啓発を行わなければならない。

(市の人事管理等における公平の確保等に関する措置)

第 11 条 市は、男女共同参画社会の実現を推進するため、市の人事管理及び組織運営において、個人の能力を公平かつ適切に評価するとともに、性別による不利益が生じることのないよう努めなければならない。

(苦情処理)

第 12 条 市長は、市が実施する男女共同参画社会の実現の推進に関する施策又は男女共同参画社会の実現の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、市川市男女共同参画推進審議会の意見を聞くことができる。

第 3 章 市川市男女共同参画推進審議会

第 13 条 本市に、男女共同参画社会の実現を推進するため、市川市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、男女共同参画社会の実現に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

3 審議会は、非常勤の委員 15 人で組織する。

- 4 委員は、男女共同参画社会の実現に関する事項について深い理解と見識のある人のうちから市長が委嘱する。
- 5 市長は、委員を委嘱しようとするときは、その一部について公募を行うものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、2回を超えて再任されることができない。
- 8 審議会の事務は、総務部において処理する。
- 9 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。
- 10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 補則

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(市川市男女平等基本条例の廃止等)

2 市川市男女平等基本条例(平成14年条例第33号)は、廃止する。

3 この条例の施行前に行われた前項の規定による廃止前の市川市男女平等基本条例(以下「旧条例」という。)に基づく措置がこの条例に違反していると認められるときは、市又は事業者は、速やかに、是正措置を講じなければならない。

(審議会に関する経過措置)

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において旧条例第16条第4項の規定により委嘱された同条第1項に規定する審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行日において、第13条第4項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。

5 前項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第13条第6項の規定にかかわらず、その者の旧条例第16条第6項の規定による任期からその者が旧審議会の委員として在任した期間を控除した期間と同一の期間とする。

(市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 市川市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「男女平等推進審議会委員」を「男女共同参画推進審議会委員」に改める。

(市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

7 市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成3年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「市川市男女平等基本条例(平成14年条例第33号)第15条第1項」を「市川市男女共同参画社会基本条例(平成18年条例第53号)第12条第1項」に改める。

## 平成二十七年法律第六十四号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雜則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### (目的)

**第一条** この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### (基本原則)

**第二条** 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### (事業主の責務)

**第四条** 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

##### (基本方針)

**第五条** 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

##### 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

##### 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

##### 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

###### イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

###### ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

###### ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項

##### 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

##### (都道府県推進計画等)

**第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

**第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

##### （一般事業主行動計画の策定等）

**第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

##### （基準に適合する一般事業主の認定）

**第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

##### （認定一般事業主の表示等）

**第十条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

##### （認定の取消し）

**第十一條** 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

##### （基準に適合する認定一般事業主の認定）

**第十二条** 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

##### （特例認定一般事業主の特例等）

**第十三条** 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

##### （特例認定一般事業主の表示等）

**第十四条** 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

**第十五条** 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

**第十六条** 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十七条** 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

**第十八条** 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

**第十九条** 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

**第二十条** 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績  
 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいざれか一方を定期的に公表しなければならない。  
 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいざれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

**第二十一条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績  
 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

**第二十二条** 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。  
 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。  
 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

**第二十三条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

**第二十四条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。（啓発活動）

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

**第二十六条** 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

**第二十七条** 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。（秘密保持義務）

**第二十八条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

**第二十九条** 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雜則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

**第三十条** 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

**第三十一条** 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七

項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

**第三十二条** 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

**第三十三条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

**第三十四条** 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第三十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

**第三十七条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

**第三十八条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

**第三十九条** 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

**第二条** この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかるらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかるらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかるらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

**第三条** 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第四条** 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十二条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

**第三十四条** この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

**第三十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### 附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 
- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
  - 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日  
(罰則に関する経過措置)

**第五条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第六条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則（令和四年三月三一日法律第一二号）抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

**第二十八条** この附則に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄**

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

# 男女共同参画に関する国内外の動き

(平成 17 年～令和 5 年 4 月)

| 西暦   | 和暦       | 世界                        | 国                                                                                | 千葉県                 | 市川市                                                                                              |
|------|----------|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2005 | 17       | 第49回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」開催 | 第2次男女共同参画基本計画 策定                                                                 |                     | 市川市次世代育成支援行動計画(前期計画) 策定<br>第一次市川市役所次世代育成支援行動計画 策定                                                |
| 2006 | 18       |                           | 男女雇用機会均等法 改正                                                                     | 千葉県男女共同参画計画(第2次) 策定 |                                                                                                  |
| 2007 | 19       |                           | 仕事と生活の調和(WLB)憲章 行動指針 策定                                                          | 千葉県男女共同参画推進連携会議 発足  | 市川市男女共同参画社会基本条例 施行                                                                               |
| 2008 | 20       |                           |                                                                                  |                     | 市川市男女共同参画基本計画(改訂版) 策定<br>市川市男女共同参画基本計画第3次実施計画 策定                                                 |
| 2009 | 21       |                           |                                                                                  |                     |                                                                                                  |
| 2010 | 22       | 第50回国連婦人の地位向上委員会「北京+15」開催 | 仕事と生活の調和(WLB)憲章 行動指針 改正<br>第3次男女共同参画基本計画 策定                                      |                     | 第二次市川市役所次世代育成支援行動計画 策定<br>市川市次世代育成支援行動計画(後期計画) 策定                                                |
| 2011 | 23       | Unwomen 発足                |                                                                                  | 第3次千葉県男女共同参画計画 策定   | 市川市男女共同参画基本計画第4次実施計画 策定                                                                          |
| 2012 | 24       |                           | 女性の活躍促進における経済活性化行動計画 策定                                                          |                     |                                                                                                  |
| 2013 | 25       |                           |                                                                                  |                     |                                                                                                  |
| 2014 | 26       |                           |                                                                                  |                     | 市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画 策定                                                                          |
| 2015 | 27       | 第51回国連婦人の地位向上委員会「北京+20」開催 | 女性活躍加速のための重点方針 2015 策定<br>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) 施行<br>第4次男女共同参画基本計画 策定 |                     | 第三次市川市役所次世代育成支援行動計画 策定                                                                           |
| 2016 | 28       |                           |                                                                                  | 第4次千葉県男女共同参画計画 策定   | 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 策定                                                                          |
| 2017 | 29       |                           |                                                                                  |                     | 市川市男女共同参画基本計画第6次実施計画(女性活躍推進法 推進計画) 策定                                                            |
| 2018 | 30       |                           | 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 施行                                                       |                     |                                                                                                  |
| 2019 | 31/<br>元 |                           |                                                                                  |                     |                                                                                                  |
| 2020 | 2        |                           | 第5次男女共同参画基本計画 策定                                                                 |                     | 市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画(女性活躍推進法 推進計画) 策定<br>第四次市川市役所次世代育成支援行動計画 策定<br>女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画 第二次計画 策定 |

|      |   |  |  |                                                                                                     |  |
|------|---|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 2021 | 3 |  |  | 第5次千葉県男女共同参画計画 策定                                                                                   |  |
| 2022 | 4 |  |  |                                                                                                     |  |
| 2023 | 5 |  |  | 市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画<br>(女性活躍推進法 推進計画) 策定<br>第五次市川市役所次世代育成支援行動計画 策定<br>女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画第二次計画 策定 |  |





## 市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画

令和5年3月発行

市川市 総務部 多様性社会推進課

〒272-0034 市川市市川1丁目24番2号

## 意見募集について

### 意見の募集期間

令和4年12月17日（土）～令和5年1月15日（日）[30日間]

### 意見を提出できる人

- ・本市に居住し、勤務し又は通学する人
- ・本市に事務所、事業所を有する個人、法人又は団体
- ・政策等に利害関係を有する人、及び本市に関心をもつ人

### 意見の提出方法

- ・郵送（持参も可）：〒272-0034 市川市市川1丁目24番2号  
市川市 総務部 多様性社会推進課 宛【※消印有効】
- ・ファクシミリ：047-322-6888
- ・インターネット：市川市公式Webサイトのパブリックコメント意見提出専用フォーム  
(送信する内容は暗号化技術[SSL]を利用して個人情報を保護しています。)

### 意見の提出様式

- ・意見の提出様式は自由です。意見を提出される方は、題名「パブリックコメント「市川市男女共同参画基本計画 第8次実施計画（案）」について」、氏名、住所を必ず記載してください。

※意見を提出された方の住所、氏名は公表しません。

個人情報の取扱については、「個人情報の取り扱いについて」をご参照ください。

- ・郵送、持参、FAXで提出される方は、『市川市パブリックコメント意見提出用紙』（様式3）をご使用いただくと便利です。様式は、市川市公式Webサイトからダウンロードもしくは、各閲覧場所の本パブリックコメント資料から入手できます。

### 意見の概要及び市の考え方の公表予定時期

- ・公表予定時期：令和5年2月頃
- ・類似した意見をとりまとめ、意見の概要とそれに対する市の考え方について、多様性社会推進課、市公式Webサイトでお知らせする予定です。

※ご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

更新日：2021年2月19日

# 市公式Webサイトに関する個人情報の取り扱いについて

## 基本的な考え方

市川市では、当ホームページを利用される皆様のプライバシーを保護し、安心してご利用いただけるよう努めております。氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人を特定することができる個人情報は、「市川市個人情報保護条例」の規定に基づき、適切に取り扱い、保護することに努めます。

## 個人情報とは

個人情報とは、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど、特定の個人を識別することができる、又は他の情報と照合することにより識別され得る情報をいいます。

## 個人情報の収集

市川市ホームページ内の通常のコンテンツは、個人情報を明かすことなく利用することができますが、申請届出などの場合には、業務の必要に応じて氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の入力を行っていただくことがあります。

個人情報を収集する場合は、個人情報を取り扱う業務の目的及び内容を明示し、利用される方が目的、内容を理解されたうえで入力、送信をしていただくものとし、収集する個人情報は業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲内にとどめます。

皆様から送信していただく情報は、通信情報の安全を確保するために、個人情報入力フォームにはSSL暗号化技術を採用し、組織の認証及び通信データの暗号化を行うことで、送信される個人情報を保護しています。

## 個人情報の利用

収集した個人情報は、あらかじめ明示した当該個人情報を取り扱う業務の目的の範囲内で適正に利用し、利用者ご本人の承諾を得ている場合、あるいは法令又は条例の定めがある場合、市川市個人情報保護審議会が認めた場合を除き、業務の目的以外の利用及び外部への提供は行いません。

なお、ご記入いただいた情報は、特定の個人が識別できない範囲内において、集計および分析に利用することができます。

## 個人情報の管理

市川市は収集した個人情報の管理について、個人情報管理責任者を定めるとともに、以下の点を遵守しています。

- 個人情報の管理責任者は当該個人情報を取り扱う業務を所管する所属長を充てます。
- 収集した個人情報は、所轄の各課等が厳重に管理し、常に正確で最新の状態に保ち、個人情報の外部への漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を未然に防止する措置を講じる。
- 個人情報の保管が必要でなくなった場合、速やかに廃棄または消去する。また、ご本人の承諾を得た場合、法令または条例により要請された場合、市川市が個人情報の保管等を含む業務を委託した場合、市川市個人情報保護審議会が認めた場合などを除き、個人情報が他者に共有されることはありません。

## 個人情報保護対策の改善について

当ホームページ運用上の技術的及び管理的な保護対策につきましては、適宜その改善に努めます。また、本市が個人情報を含め情報資産を保護するために導入する新たな制度及び改善した点につきましては、市川市ホームページにその内容を掲載します。利用者へ個別の連絡はしませんので、市川市ホームページで最新の情報を確認してください。確認されていなかったことに起因するトラブルに関しては、市川市では責任を負いかねます。予めご了承ください。

## 個人情報に関するお問い合わせ

個人情報及びその取扱いに関する問い合わせは、電子メール、電話、書面等のいずれかの方法で行うことができます。収集を行った所轄の各課等にお問い合わせください。

なお、市川市個人情報保護条例では、市が保有する自己情報の閲覧、削除、訂正などの請求をご本人ができることとなっております。

## 個人情報に関する苦情の申出・相談

市川市では、個人情報に関する苦情、相談等を行っております。民間事業者と個人との苦情相談は市消費生活センター(電話) 047-320-0666 (JR市川駅 ザタワーズイースト213)、市が保有する個人情報に関する苦情相談は、個人情報を収集保管している所轄の各課等のほか、市川市総務部総務課(電話) 047-712-8643 (市役所仮本庁舎4階) で行っております。